

# インフラファンド市場の開設に伴う有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(ページ)

1. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
3. T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	60
4. 特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	61
5. 取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則の一部改正新旧対照表	63
6. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	65
7. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	91
8. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	187
9. 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	193
10. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	194

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場適格性調査体制等の整備)</p> <p>第22条の4 (略)</p> <p>2 有価証券上場規程第304条第1項第2号aに規定する増資の合理性に係る審査又は同第1211条第1項第2号a及び第1511条第1項第2号aに規定する投資口の発行の合理性に係る審査を行う取引参加者は、当取引所が定めるところにより、当該増資又は該投資口の発行の合理性に係る審査体制を整備しなければならない。</p>	<p>(上場適格性調査体制等の整備)</p> <p>第22条の4 (略)</p> <p>2 有価証券上場規程第304条第1項第2号aに規定する増資の合理性に係る審査又は同第1211条第1項第2号aに規定する投資口の発行の合理性に係る審査を行う取引参加者は、当取引所が定めるところにより、当該増資又は該投資口の発行の合理性に係る審査体制を整備しなければならない。</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年4月30日から施行する。</p>	

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1編～第5編 (略)	第1編～第5編 (略)
第6編 ファンド	第6編 ファンド
第1章～第4章 (略)	第1章～第4章 (略)
<u>第5章 インフラファンド (第1501条—第1528条)</u>	(新設)
第7編 日本取引所グループが発行する有価証券 (第1601条—第1606条)	第7編 日本取引所グループが発行する有価証券 (第1501条—第1506条)
付則	付則
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(93) (略)	(1)～(93) (略)
(94) 預託機関等 外国株預託証券については当該外国株預託証券に係る預託機関をいい、外国株信託受益証券については当該外国株信託受益証券に係る受託者（信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいい、外国E T F信託受益証券（第1001条第3号に規定する外国E T F信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）及び外国商品現物型E T F信託受益証券（第1001条第5号に規定する外国商品現物型E T F信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）については当該外国E T F信託受益証券又は当該外国商品現物型E T F信託受益証券に係る受託者をいい、 <u>外国インフラファンド信託受益証券(第1201条第2号の4に規定する外国インフラファンド信託受益証券をいう。以下こ</u>	(94) 預託機関等 外国株預託証券については当該外国株預託証券に係る預託機関をいい、外国株信託受益証券については当該外国株信託受益証券に係る受託者（信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいい、外国E T F信託受益証券（第1001条第3号に規定する外国E T F信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）及び外国商品現物型E T F信託受益証券（第1001条第5号に規定する外国商品現物型E T F信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）については当該外国E T F信託受益証券又は当該外国商品現物型E T F信託受益証券に係る受託者をいい。

の条において同じ。) については当該外国インフラファンド信託受益証券に係る受託者をいう。

(95) 預託契約等 外国株預託証券については当該外国株預託証券に係る預託契約をいい、外国株信託受益証券については当該外国株信託受益証券に係る信託契約をいい、外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券については当該外国E T F信託受益証券又は当該外国商品現物型E T F信託受益証券に係る信託契約をいい、外国インフラファンド信託受益証券については当該外国インフラファンド信託受益証券に係る信託契約をいう。

(96) (略)

(第6編における定義)

第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) インフラ関連有価証券 次のaからgまでに掲げる資産(インフラ有価証券を除く。)をいう。

a 株券(当該株券を発行する者の資産の2分の1を超える額がインフラ資産等である場合に限る。)

b 当事者の一方が、相手方の行う出資された財産の2分の1を超える額をインフラ資産等に対して投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産の2分の1を超える額についてインフラ資産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことと約する契約に係る出資の持分

c 資産流動化法に規定する優先出資証券

(95) 預託契約等 外国株預託証券については当該外国株預託証券に係る預託契約をいい、外国株信託受益証券については当該外国株信託受益証券に係る信託契約をいい、外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券については当該外国E T F信託受益証券又は当該外国商品現物型E T F信託受益証券に係る信託契約をいい、外国インフラファンド信託受益証券に係る信託契約をいう。

(96) (略)

(第6編における定義)

第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(新設)

(当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産の 2 分の 1 を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。)

d 受益証券 (当該投資信託の投資信託財産の 2 分の 1 を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。)

e 投資証券 (当該投資法人が運用のために保有する資産の 2 分の 1 を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。)

f 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券 (当該特定目的信託の信託財産の 2 分の 1 を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。)

g 外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券で a から前 f までに掲げる権利及び証券の性質を有するもの

(1) の 2 インフラ資産 次の a から i までに掲げる資産をいう。

a 再生可能エネルギー発電設備

b 公共施設等運営権 (a 又は c に掲げる資産に係る公共施設等運営権に限る。)

c その他施行規則で定める資産

d a から前 c までに掲げる資産を運営するために必要な土地・建物並びに当該土地・建物の賃借権、地上権及び地役権

e a から c までに掲げる資産を運営するために必要な資産のうち施行規則で定める資産 (前 d に掲げる資産を除く。)

f a 及び c から前 e までの資産をリース物件とする財務諸表等規則第 16 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定するもの

(新設)

g a、c 及び e に掲げる資産（e に掲げる資産については、有形固定資産に限る。）に係る賃借権

h a から前 g までに掲げる資産を信託する信託の受益権

i 外国において a から前 h までに掲げる資産に相当する資産

(1) の 3 インフラ資産等 インフラ資産及びインフラ有価証券をいう。

(新設)

(1) の 4 インフラ投資資産 次の a から c までに掲げる運用資産等（取得する見込みの運用資産等を含む。以下この号において同じ。）の区分に従い、当該 a から c までに定める資産をいう。

(新設)

a インフラ資産である運用資産等当該インフラ資産

b インフラ有価証券である運用資産等当該インフラ有価証券を発行する者が投資対象とするインフラ資産

c インフラ関連有価証券である運用資産等

当該インフラ関連有価証券を発行する者が投資対象とするインフラ資産又は当該者が投資対象とするインフラ有価証券が投資対象とするインフラ資産

(1) の 5 インフラファンド 内国インフラファンド、外国インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券をいう。

(新設)

(1) の 6 インフラ有価証券 次の a から g までに掲げる資産をいう。

(新設)

a 株券（当該株券を発行する企業の資産が、インフラ資産、流動資産等及び施行規則で定める資産（以下「インフラ対象資産」という。）に限定される場合に限る。）

- b 当事者の一方が、相手方の行う出資された財産の全額をインフラ対象資産に対して投資する運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分
- c 資産流動化法に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産がインフラ対象資産に限定されるものに限る。）
- d 受益証券（当該投資信託の投資信託財産がインフラ対象資産に限定されるものに限る。）
- e 投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産がインフラ対象資産に限定されるものに限る。）
- f 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産がインフラ対象資産に限定されるものに限る。）
- g 外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券でaから前fまでに掲げる権利及び証券の性質を有するもの
- (1) の 7 運用資産等 新規上場申請に係る不動産投資信託証券、上場不動産投資信託証券、新規上場申請に係るインフラファンド（外国インフラファンド信託受益証券を除く。以下この号において同じ。）、上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券を除く。以下この号において同じ。）又は新規上場申請に係る外国インフラファンド信託受益証券若しくは上場外国インフラファンド信託受益証券の受託有価証券である外国インフラファンド

(1) 運用資産等 新規上場申請に係る不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券が投資信託の受益証券である場合には当該投資信託の投資信託財産をいい、新規上場申請に係る不動産投資信託証券、上場不動産投資信託証券、新規上場申請に係るベンチャーファンド、上場ベンチャーファンド、新規上場申請に係るカントリーファンド又は上場カントリーファンドが投資証券又は外国投資証券である場合には当該投資証券又は外国投資証券の発行者である投

が投資信託又は外国投資信託の受益証券である場合には当該投資信託又は外国投資信託の投資信託財産をいい、新規上場申請に係る不動産投資信託証券、上場不動産投資信託証券、新規上場申請に係るベンチャーファンド、上場ベンチャーファンド、新規上場申請に係るカントリーファンド、上場カントリーファンド、新規上場申請に係るインフラファンド、上場インフラファンド又は新規上場申請に係る外国インフラファンド信託受益証券若しくは上場外国インフラファンド信託受益証券の受託有価証券である外国インフラファンドが投資証券又は外国投資証券である場合には当該投資証券又は外国投資証券の発行者である投資法人の資産をいう。

(2) (略)

(2) の 2 オペレーター インフラ投資資産の運営に関する事項を主導的に決定する者として施行規則で定める者をいう。

(2) の 3 外国インフラファンド 法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる外国投資信託の受益証券又は同項第 11 号に掲げる外国投資証券であって、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

(2) の 4 外国インフラファンド信託受益証券 施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が外国インフラファンドであるものをいう。

(3) (略)

(3) の 2 管理会社 次の a から d までに掲げる者をいう。

a 投資証券に該当する内国インフラファ

資法人の資産をいう。

(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) (略)

(新設)

ンドにあっては、当該内国インフラファ  
ンドの発行者である投資法人からその資  
産の運用に係る業務の委託を受けた資産  
運用会社

b 投資信託の受益証券に該当する内国イ  
ンフラファンドにあっては、当該受益証  
券に係る投資信託の委託者である投資信  
託委託会社

c 外国投資証券に該当する外国インフラ  
ファンド及び外国投資証券に該当する外  
国インフラファンドを受託有価証券とす  
る外国インフラファンド信託受益証券に  
あっては、外国において外国の法令に準  
拠して設立され、かつ外国において外  
国の法令に基づき当該外国インフラファン  
ド又は当該外国インフラファンド信託受  
益証券の受託有価証券である外国インフ  
ラファンドに係る資産について法第2条  
第8項第12号に掲げる行為に相当する  
行為を業として行う法人

d 外国投資信託の受益証券に該当する外  
国インフラファンド及び外国投資信託の  
受益証券に該当する外国インフラファン  
ドを受託有価証券とする外国インフラフ  
ァンド信託受益証券にあっては、外国に  
において外国の法令に準拠して設立され、  
かつ外国において外国の法令に基づき当  
該外国インフラファンド又は当該外国イ  
ンフラファンド信託受益証券の受託有価  
証券である外国インフラファンドに係る  
信託財産について法第2条第8項第14  
号に掲げる行為に相当する行為を業とし  
て行う法人

(3) の 3 (略)

(4) (略)

(3) の 2 (略)

(4) (略)

<p><u>(4) の 2 上場インフラファンド インフラファンドのうち、当取引所に上場しているインフラファンドをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(4) の 3 上場外国インフラファンド 当取引所に上場している外国インフラファンドをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(4) の 4 上場外国インフラファンド信託 受益証券 当取引所に上場している外国インフラファンド信託受益証券をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) ・ (6) (略)</p>	<p>(5) ・ (6) (略)</p>
<p><u>(6) の 2 上場内国インフラファンド 当取引所に上場している内国インフラファンドをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(7) ~ (9) (略)</p>	<p>(7) ~ (9) (略)</p>
<p><u>(9) の 2 信託受託者 次の a から c までに掲げる者をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>a 投資信託の受益証券に該当する内国インフラファンドにあっては、信託会社等</u></p>	
<p><u>b 外国投資信託の受益証券に該当する外国インフラファンドにあっては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、信託会社等に類する者</u></p>	
<p><u>c 外国投資信託の受益証券に該当する外国インフラファンドを受託有価証券とする外国インフラファンド信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、当該受益証券に係る受託有価証券である外国インフラファンドに係る信託会社等に類する者</u></p>	
<p><u>(9) の 3 (略)</u></p>	<p><u>(9) の 2 (略)</u></p>
<p><u>(9) の 4 適性インフラ投資資産 施行規則で定める要件に適合するインフラ投資資産をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(9) の 5 内国インフラファンド 法第</u></p>	<p>(新設)</p>

2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

(10)～(19) (略)

(新投資口予約権証券の上場)

第1211条 第1209条の規定により上場申請のあった新投資口予約権証券が、上場不動産投資信託証券を目的とするものである場合には、次の各号に掲げる基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1) (略)

(2) 新投資口予約権証券の発行者である上場投資法人（上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人をいう。以下この章において同じ。）において次のa又はbのいずれかの手続きが実施されていること（当該上場投資法人が当該新投資口予約権証券に関して法第2条第6項第3号に規定する契約を締結している場合（この条において「コミットメント型の場合」という。）を除く。）。

- a 取引参加者による投資口の発行の合理性に係る審査
- b 投資主総会決議などによる投資主の意思確認

(3) (略)

2～4 (略)

第5章 インフラファンド

(インフラファンドの新規上場申請)

第1501条 インフラファンドの新規上場

(10)～(19) (略)

(新投資口予約権証券の上場)

第1211条 第1209条の規定により上場申請のあった新投資口予約権証券が、上場不動産投資信託証券を目的とするものである場合には、次の各号に掲げる基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1) (略)

(2) 新投資口予約権証券の発行者である上場投資法人（上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人をいう。以下同じ。）において次のa又はbのいずれかの手続きが実施されていること（当該上場投資法人が当該新投資口予約権証券に関して法第2条第6項第3号に規定する契約を締結している場合（この条において「コミットメント型の場合」という。）を除く。）。

a 取引参加者による投資口の発行の合理性に係る審査

b 投資主総会決議などによる投資主の意思確認

(3) (略)

2～4 (略)

(新設)

(新設)

は、次の各号に掲げるインフラファンドの区分に従い、当該各号に定める者からの申請により行うものとする。

(1) 投資証券に該当する内国インフラファンド

当該インフラファンドの発行者である投資法人及びその資産の運用に係る業務の委託を受けた管理会社

(2) 受益証券（委託者指図型投資信託の受益証券に限る。以下この章において同じ。）に該当する内国インフラファンド

当該インフラファンドに係る投資信託の委託者である管理会社及びその受託者である信託受託者

(3) 外国投資証券に該当する外国インフラファンド及び当該外国インフラファンドを受託有価証券とする外国インフラファンド信託受益証券

当該インフラファンドの発行者である外国投資法人及びその資産の運用に係る業務の委託を受けた管理会社

(4) 外国投資信託の受益証券に該当する外国インフラファンド及び当該外国インフラファンドを受託有価証券とする外国インフラファンド信託受益証券

当該インフラファンド（外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。）に係る外国投資信託の委託者である管理会社及びその受託者である信託受託者

2 新規上場申請銘柄が、第1507条第1項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その新規上場を申請することができる。この場合における新

規上場申請は、当該新設合併を行う上場インフラファンドの発行者である投資法人及び新規上場申請に係るインフラファンドの発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の管理会社が行うものとする。

3 新規上場申請に係るインフラファンドの審査は、第1505条から第1507条までの規定によるものとする。

(予備申請)

第1502条 インフラファンドの新規上場申請を行おうとする者（第1507条の規定の適用を受ける者を除く。）は、当該新規上場申請を行おうとする日から起算して3か月前より後においては、新規上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券新規上場予備申請書」及び新規上場申請に必要な書類に準じて作成した書類を提出することにより、予備申請を行うことができる。

2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、第1505条及び第1506条に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 第1504条第5項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(上場契約等)

第1503条 当取引所が新規上場申請に係るインフラファンドを上場する場合には、第1501条第1項各号に定める者は、施行規則で定める当取引所所定の「インフラファンド上場契約書」を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、新規上場申請に係るインフラファンドの上場日にその効力を生

(新設)

(新設)

するものとする。

3 当取引所は、新規上場申請に係るインフラファンドの上場日にその銘柄について上場有価証券原簿に記載するものとする。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第1504条 インフラファンドの新規上場を申請しようとする者は、当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、「インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。

3 第1501条第2項の規定に基づき設立前に新規上場申請する場合は、前項に定める添付書類のうち新規上場申請時に提出することができない書類（当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

4 インフラファンドの新規上場を申請した者のうち新規上場申請銘柄に係る発行者は、新規上場申請日の直前営業期間又は直前計算期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合その他の施行規則で定める場合のいずれかに該当することとなるときには、施行規則で定める書類を施行規則で定めることにより提出するものとする。

5 当取引所は、上場審査のため必要と認めるときには、インフラファンドの新規上場を申請した者に対し前各項に規定する書類のほか

(新設)

参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

6 インフラファンドの新規上場を申請した者は、当取引所が新規上場申請に係るインフラファンドの上場を承認した場合には、前各項の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供すること（当該新規上場を申請した者が上場インフラファンドの発行者となった後も含む。）に同意するものとする。

7 インフラファンドの新規上場を申請した者は、当取引所が当該インフラファンドの上場を承認した場合には、当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するものとする。

(上場審査の形式要件)

第1505条 内国インフラファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が、一般社団法人投資信託協会の会員であること。

(2) 新規上場申請銘柄が、次の a から 1 までに適合していること。

a 運用資産等の総額に占めるインフラ資産等の額の比率が、70%以上となる見込みのあること。

b 運用資産等の総額に占めるインフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の合計額の比率が、上場の時までに95%以上となる見込みのあること。

(新設)

- c インフラファンドの新規上場を申請した者が、上場後 2 年が経過するまでの間、当該インフラファンドに関する情報の適時開示に係る助言契約を金融商品取引業者との間で締結する旨を当取引所所定の書面により確約しているものであること。ただし、幹事取引参加者が当取引所所定の推薦書により当該インフラファンドの新規上場を申請した者を推薦しているものである場合はこの限りでない。
- d 上場投資口口数又は上場受益権口数が、上場の時までに 4,000 口以上となる見込みのこと。
- e 純資産総額が、上場の時までに 10 億円以上となる見込みのこと。
- f 資産総額が、上場の時までに 50 億円以上となる見込みのこと。
- g 大口投資主が所有する投資口の総口数に自己投資口口数（自己投資口処分決議を行った場合には、処分する自己投資口口数を除く。）を加えた投資口口数又は大口受益者が所有する受益権の総口数が、上場の時までに、上場投資口口数又は上場受益権口数の 75 % 以下になる見込みのこと。
- h 大口投資主及び自己投資口を所有している場合（所有している投資口の全てについて自己投資口処分決議を行った場合を除く。）の当該新規上場申請銘柄の発行者である者を除く投資主又は大口受益者を除く受益者の数が、上場の時までに 1,000 人以上となる見込みのこと。
- i 次の（a）及び（b）に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各営業期間（当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このiにおいて同じ。）若しくは各計算期間（信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このiにおいて同じ。）の財務諸表等又は各営業期間若しくは各計算期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

(b) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各営業期間又は各計算期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する営業期間又は計算期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

j 投資法人の規約又は投資信託の投資信託約款において、次の(a)から(d)までに掲げる事項が記載されていること。

(a) オペレーターの選定基本方針

(b) 投資主の請求による投資口の払戻し又は受益者の請求による信託契約期間中の解約をしないこと。

(c) 営業期間又は計算期間として定める期間が6か月以上であること。

(d) 法の規定に基づき有価証券届出書を提出して募集を行う場合を除き、当該

投資信託の追加信託を行わないこと（新規上場申請銘柄が受益証券である場合に限る。）。

k 新規上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

1 新規上場申請銘柄が投資証券である場合には、投資信託法第166条第2項第8号に規定する投資主名簿管理人が当取引所の承認する機関として施行規則で定めるものであること。

2 外国インフラファンの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が、法令（外国の法令を含む。以下この章において同じ。）に基づき外国インフラファンの資産の運用に係る業務に必要な免許、認可又は登録等を受けていること。

(2) 新規上場申請銘柄が前項第2号aからfまで及びhからjまでに適合すること。この場合において、同号j中「投資法人」とあるのは「外国投資法人」と、「投資信託」とあるのは「外国投資信託」と、「受益証券」とあるのは「外国投資信託の受益証券」と、それぞれ読み替えるものとする。

(3) 特定の投資主又は受益者に著しく多数の外国投資証券又は外国投資信託の受益証券が所有されていると認められないこと。

(4) 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象

であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

(5) 新規上場申請銘柄が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること。

(6) 新規上場申請銘柄の発行について投資信託法に類する法令が整備されていること並びに当該新規上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者を監督する行政庁が存在すること。

3 外国インフラファンド信託受益証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 新規上場申請銘柄が、第1項第2号aからcまで及びkに適合すること。

(2) 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国インフラファンドが、第1項第2号e、f、i及びjに適合すること。  
この場合において、同号j中「投資法人」とあるのは「外国投資法人」と、「投資信託」とあるのは「外国投資信託」と、「受益証券」とあるのは「外国投資信託の受益証券」と、それぞれ読み替えるものとする。

(3) 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国インフラファンドが、外国金融商品取引所等において4,000口以上、上場又はこれに準じる状態にあり、かつ、当取引所に上場する外国インフラファンド信託受益証券の口数が当該水準を著しく下回るものでないこと。

(4) 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国インフラファンドの投資主又は受益者の数が1,000人以上であり、

かつ、特定の投資主又は受益者に著しく多数の外国インフラファンド信託受益証券が所有されていると認められないこと。

(5) 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国インフラファンドが、外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること。

(6) 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国インフラファンドの発行について、投資信託法に類する法令が整備されていること並びに当該新規上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者を監督する行政が存在すること。

(7) 新規上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約が締結されるものであること。

(上場審査)

第1506条 インフラファンドの上場審査

は、次の各号に適合するかどうかについて行うものとする。

(1) インフラファンドの新規上場を申請した者が、当該インフラファンドに関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(2) インフラファンドの新規上場を申請した者が、資産の運用等を健全に行うことができる状況にあること。

(3) 新規上場申請銘柄に係る金銭の分配又は収益の分配が上場後継続して行われる見込みのあること。

(4) その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものないこと。

(新設)

- 2 前項各号に適合するかどうかの審査は、インフラファンドの新規上場申請書類（第1504条の規定に基づきインフラファンドの新規上場を申請した者が提出した書類をいう。）及び質問に基づき行うものとする。
- 3 前項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(テクニカル上場)

第1507条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行するインフラファンドの新規上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。

- (1) 上場内国インフラファンドの発行者である投資法人が非上場インフラファンドの発行者である投資法人に吸収合併され、当該吸収合併による解散により当該上場内国インフラファンドが上場廃止となる場合
- a 第1505条第1項第1号、第2号a、b、d及びiから1まで(jの(d)を除く。)並びに前条第1項各号に適合していること。この場合における第1505条第1項第2号iの規定の適用については、同i中「新規上場申請銘柄」とあるのは「当該非上場インフラファンド」とする。
- b 当該上場内国インフラファンドの発行者である投資法人が、第1520条第2項第1号d前段に該当している場合は、当該新規上場申請銘柄の発行者である投資法人が、新規上場の時までに同号d前段に該当しない見込みのあること。

(新設)

c 当該上場内国インフラファンドの発行者である投資法人が、第1520条第2項第1号e前段に該当している場合には、当該新規上場申請銘柄の発行者である投資法人が、新規上場の時までに同号e前段に該当しない見込みのあること。

(2) 上場内国インフラファンドの発行者である投資法人が他の上場内国インフラファンドの発行者である投資法人と新設合併し、当該新設合併による解散により当該上場内国インフラファンドが上場廃止となる場合

a 第1505条第1項第1号、第2号d、jの(a)から(c)まで、k及び1並びに前条第1項各号に適合していること。

b 当該上場内国インフラファンドの発行者である投資法人が、第1520条第2項第1号a前段又は同号b前段に該当している場合には、当該新規上場申請銘柄の発行者である投資法人が、新規上場の時までに同号a前段又は同号b前段に該当しない見込みのあること。

c 前号b及びcに適合していること。

(3) 上場内国インフラファンドの発行者である投資法人が非上場インフラファンドの発行者である投資法人と新設合併し、当該新設合併による解散により当該上場内国インフラファンドが上場廃止となる場合  
第1号aからcまでに適合していること。

2 前項の規定により上場される投資証券の上場日は、吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日とする。ただし、新規上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又

は困難であるときは、この限りでない。

(上場前の公募又は売出し等)

第1508条 内国インフラファンドの新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる公募（一般募集による内国インフラファンドの新たな発行をいう。以下この章において同じ。）又は売出し（上場審査について前条の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の金融商品取引所に上場されている内国インフラファンドの公募又は売出しを除く。）及び投資法人の設立（設立後速やかにその発行する内国インフラファンドの新規上場申請を行う場合に限る。）の際に行われる公募並びに上場前に行われる内国インフラファンドの発行（上場審査について前条の規定の適用を受ける銘柄に係る発行及び国内の他の金融商品取引所に上場されている内国インフラファンドに係る発行を除く。）に関する必要な事項については、施行規則で定める。

(新設)

(新インフラファンド等の上場申請)

第1509条 新たに発行される投資口若しくは受益権に係るインフラファンド又は上場内国インフラファンドに係る投資法人の新たに発行される新投資口予約権証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、第1501条第1項各号に定める者（以下「上場インフラファンドの発行者等」という。）のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2 上場インフラファンドの発行者等のうちいずれかの者は、新たにインフラファンドを発

(新設)

行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の上場申請の手続をとるものとする。

3 当取引所は、第1項の上場申請により、当該インフラファンド又は新投資口予約権証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更又は新たに記載するものとする。

(新インフラファンドの上場)

第1510条 前条の規定により上場申請があった場合には、次の各号に掲げるところにより原則として上場を承認するものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場内国インフラファンドに係る投資法人又は投資信託の新たに発行される投資口又は受益権に係るインフラファンドのうち施行規則で定めるものは、発行日決済取引により上場する。

(2) 上場内国インフラファンドに係る投資法人又は投資信託の新たに発行される投資口又は受益権に係るインフラファンドが上場内国インフラファンドと権利関係を異にする場合であって、施行規則で定める基準に該当する場合には、当該内国インフラファンドはその発行された時に上場する。

(3) 前2号に該当する場合のほか、新たに発行されるインフラファンドは、その発行された時（上場インフラファンドと権利関係を異にするインフラファンドについては権利関係が同一となった時）に、上場インフラファンドに追加して上場する。

(新設)

(新投資口予約権証券の上場)

第1511条 第1509条の規定により上場

(新設)

申請のあった新投資口予約権証券が、上場内  
国インフラファンドを目的とするものである  
場合には、次の各号に掲げる基準に適合する  
ときに上場を承認するものとする。

(1) 上場申請のあった新投資口予約権証  
券が施行規則で定める基準に適合するもの  
であること。

(2) 新投資口予約権証券の発行者である  
上場投資法人（上場インフラファンドの發  
行者である投資法人をいう。以下この章に  
おいて同じ。）において次の a 又は b のい  
ずれかの手続きが実施されていること（当  
該上場投資法人が当該新投資口予約権証券  
に関して法第 2 条第 6 項第 3 号に規定する  
契約を締結している場合（この条において  
「コミットメント型の場合」という。）を  
除く。）。

a 取引参加者による投資口の発行の合理  
性に係る審査

b 投資主総会決議などによる投資主の意  
思確認

(3) 新投資口予約権証券の発行者である  
上場投資法人の運用成績及び財政状態が、  
次の a 及び b のいずれにも該当していない  
こと（コミットメント型の場合を除く。）。

a 新規上場申請日の直前営業期間におい  
て純利益の額が正でないこと。

b 新規上場申請日の直前営業期間の末日  
において純資産総額が 5 億円以上でない  
こと。

(4) 公益又は投資者保護の観点から、そ  
の上場が適当でないと認められるものでな  
いこと。

2 前項の規定により新投資口予約権証券が上  
場されることとなる場合には、当該上場申請

を行った者は、施行規則で定める当取引所所定の「確約書」を提出するものとする。

3 第1項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

4 その他新投資口予約権証券の上場に関して必要な事項は、施行規則で定める。

(変更上場申請)

第1512条 上場インフラファンドの発行者等が、当該上場インフラファンドの銘柄、数量等を変更しようとする場合は、上場インフラファンドの発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 当取引所は、前項の規定により変更上場を行う場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(新設)

(上場インフラファンドに関する情報の開示)

第1513条 上場インフラファンドの発行者は、当該上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。）、上場インフラファンドの発行者等、オペレーター及び上場インフラファンドの運用資産等に関する情報の適時開示を行わなければならない。

(新設)

2 上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。）又は上場インフラファンドの発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場インフラファンドの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 投資証券に該当する内国インフラファンド、外国投資証券に該当する外国インフラファンド及び当該外国インフラファンドを受託有価証券とする外国インフラファンド信託受益証券

上場インフラファンドの発行者等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合 (施行規則で定める基準に該当するものの他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場インフラファンドの発行者である投資法人又は外国投資法人 (以下「投資法人等」という。) が次の (a) から (p) までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

- (a) 投資口の併合又は分割
- (b) 投資口の追加発行又は売出し
- (c) 投資法人債の募集又は資金の借入れ
- (d) 合併
- (e) 規約の変更又は解散
- (f) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対するインフラファンド (外国インフラファンド信託受益証券については、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。) の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請
- (g) 破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- (h) 有価証券報告書又は半期報告書

に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動

(i) 投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこと。

(j) 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約

(k) 金銭の分配

(l) 法第166条第6項第4号又は法第167条第5項第5号に規定する要請

(m) 投資信託法第80条の2第1項（同法第80条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己投資口の取得又はこれに相当する法令の規定による自己投資口の取得

(n) 新投資口予約権無償割当て

(o) 投資信託法第136条第2項の規定に基づき、損失の全部又は一部を出資総額等から控除すること。

(p) (a) から前(o)までに掲げる事項のほか、上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。）又は当該投資法人等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場インフラファンドの発行者である投資法人又は外国投資法人に、次の(a)から(t)までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

- (a) 投資信託法第214条の規定による業務改善命令又は法令に基づくこれに類する処分
- (b) 特定有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。以下この（b）において同じ。）又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実
- (c) 純資産の額が投資信託法第124条第1項に定める基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。
- (d) 投資信託法第215条第2項の規定による登録取消しの通告
- (e) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前aの規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
- (f) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る

内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(g) 投資主名簿に関する事務の委託  
契約の解除の通知の受領その他投資主  
名簿に関する事務を当取引所の承認す  
る機関に委託しないこととなるおそれ  
が生じたこと又は投資主名簿に関する  
事務を当取引所の承認する機関に委託  
しないこととなつたこと。

(h) 災害に起因する損害又は業務遂  
行の過程で生じた損害

(i) 財産権上の請求に係る訴えが提  
起されたこと又は当該訴えについて判  
決があったこと若しくは当該訴えに係  
る訴訟の全部若しくは一部が裁判によ  
らずに完結したこと。

(j) 資産の運用の差止めその他これ  
に準ずる処分を求める仮処分命令の申  
立てがなされたこと又は当該申立てに  
ついて裁判があったこと若しくは当該  
申立てに係る手続の全部若しくは一部  
が裁判によらずに完結したこと。

(k) 投資信託法第216条第1項の  
規定による同法第187条の登録の取  
消しその他これに準ずる行政庁による  
法令に基づく処分

(l) 債権者その他の当該投資法人等  
以外の者による破産手続開始又は再生  
手続開始の申立て

(m) 不渡り等

(n) 債務者又は保証債務に係る主た  
る債務者について不渡り等、破産手続  
開始の申立て等その他これらに準ずる  
事実が生じたことにより、当該債務者  
に対する売掛金、貸付金その他の債権  
又は当該保証債務を履行した場合にお

ける当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

(o) 主要取引先（施行令第29条の2の3第7号に定める主要取引先をいう。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止

(p) 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

(q) 資源の発見

(r) 資産の総額のうちに占める投資信託法施行規則第105条第1号へに規定する不動産等資産（以下この（r）において同じ。）の価額の合計額の割合が100分の50を超えることとなつたこと（資産の総額の100分の50を超える額を不動産等資産に対する投資として運用することを規約に定めている場合を除く。）。

(s) 投資主による投資証券の発行の差止めの請求

(t) (a) から前（s）に掲げる事実のほか、上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。）又は当該投資法人等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場インフラファンドの管理会社が次

の（a）から（n）までに掲げる事項の  
いずれかを行うことについての決定をし  
た場合（当該決定に係る事項を行わない  
ことを決定した場合を含む。）

- （a） 国内の金融商品取引所又は外国  
金融商品取引所等に対するインフラフ  
ンドの上場の廃止又は登録の取消し  
に係る申請
- （b） 当該管理会社の合併
- （c） 当該管理会社の破産手続開始、  
再生手続開始又は更生手続開始の申立  
て
- （d） 当該管理会社の解散（合併によ  
る解散を除く。）
- （e） 当該投資法人等から委託された  
資産の運用に係る事業の休止又は廃止
- （f） 当該投資法人等から委託を受け  
て行う資産の運用の全部又は一部の休  
止又は廃止
- （g） 当該管理会社の会社分割
- （h） 当該管理会社の事業の全部又は  
一部の譲渡又は譲受け
- （i） 当該投資法人等と締結した資産  
の運用に係る委託契約の解約
- （j） 当該管理会社の株式交換
- （k） 当該管理会社の株式移転
- （l） 当該投資法人等から委託を受け  
て行う資産の運用であって、新たな資  
産の運用であるものの開始
- （m） 当該管理会社が法令に基づき行  
政庁に対して行う認可若しくは承認の  
申請又は届出
- （n） （a）から前（m）までに掲げ  
る事項のほか、上場インフラファンド  
（上場外国インフラファンド信託受益

証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。)  
又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- d 上場インフラファンドの管理会社に、次の（a）から（1）までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- （a）法第51条の規定による業務改善命令又は法令に基づくこれに類する処分
- （b）上場廃止の原因となる事実（第1520条第1項第1号bに掲げる事由に係るものに限る。）
- （c）（a）及び前（b）に掲げる事実のほか、行政庁による法令に基づく認可、承認又は処分
- （d）特定関係法人（法第166条第5項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。）の異動
- （e）主要株主の異動
- （f）当該投資法人等から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
- （g）当該投資法人等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

(h) 債権者その他の当該管理会社以外の者による破産手続開始の申立て等  
(i) 不渡り等  
(j) 特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等  
(k) 特別支配株主（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該投資法人等の管理会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

(1) (a) から前（k）までに掲げる事実のほか、上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。）又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 受益証券に該当する内国インフラファンド、外国投資信託の受益証券に該当する外国インフラファンド及び当該外国インフラファンドを受託有価証券とする外国インフラファンド信託受益証券

上場インフラファンドの管理会社は、次の a から d までのいずれかに該当する場合（a に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容

を開示しなければならない。

- a 上場インフラファンドの管理会社が、  
次の（a）から（p）までに掲げる事項  
のいずれかを行うことについての決定を  
した場合（当該決定に係る事項を行わな  
いことを決定した場合を含む。）
- （a）受益証券の併合又は分割  
（b）追加信託又は売出し  
（c）投資信託に必要な資金の借入れ  
（d）投資信託約款の変更又は投資信  
託契約の解約  
（e）国内の金融商品取引所又は外国  
金融商品取引所等に対するインフラフ  
アンドの上場の廃止又は登録の取消し  
に係る申請  
（f）当該管理会社の合併  
（g）当該管理会社の破産手続開始の  
申立て  
（h）当該管理会社の解散（合併によ  
る解散を除く。）  
（i）当該管理会社の金融商品取引業  
又は資産の運用に係る業務の廃止  
（j）法第31条第4項に規定する変  
更登録を受けることにより投資運用業  
を行う者でなくなること  
（k）当該管理会社の会社分割  
（l）当該管理会社の事業の全部又は  
一部の譲渡又は譲受け  
（m）当該管理会社が法令に基づき行  
政庁に対して行う認可若しくは承認の  
申請又は届出  
（n）有価証券報告書又は半期報告書  
に記載される財務諸表等又は中間財務  
諸表等の監査証明を行う公認会計士等  
の異動

(o) 当該銘柄を指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと。

(p) (a) から前 (o) までに掲げる事項のほか、上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。）又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場インフラファンドの管理会社に、次の (a) から (f) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) 法第 51 条の規定による業務改善命令又は法令に基づくこれに類する処分

(b) 上場廃止の原因となる事実（第 1520 条第 1 項第 2 号 a に掲げる事由に係るものに限る。）

(c) (a) 及び前 (b) に掲げる事実のほか、法令に基づく内閣総理大臣等の認可、承認又は処分

(d) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前 a の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

(e) 2 人以上の公認会計士又は監査

法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(f) (a) から前 (e) までに掲げる事実のほか、上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。）又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場インフラファンドに係る投資信託の受託者である信託会社等が、次の (a) 又は (b) に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対するインフラファンドの上場の廃止又は登録の取消しに係る申請

(b) 前 (a) に掲げる事項のほか、上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフ

ラファンドをいう。) 又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- d 上場インフラファンドに係る投資信託の受託者である信託会社等に、次の (a) 又は (b) に掲げる事実が発生した場合
- (a) 上場廃止の原因となる事実 (第 1520 条第 1 項第 2 号 b に掲げる事由に係るものに限る。)
- (b) 前 (a) に掲げる事実のほか、上場インフラファンド (上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。) 又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

3 上場インフラファンドのオペレーターに関する情報の適時開示については、上場インフラファンドの発行者等は、施行規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場インフラファンドのオペレーターが次の a から h までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

- a 合併
- b 破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- c 解散 (合併による解散を除く。)
- d インフラ投資資産の運営に係る業務の廃止 (オペレーターでなくなることを決

定した場合を含む。)

e 会社分割

f 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

g 法令に基づき行政庁に対して行うイン

フラ投資資産の運営に係る認可、承認の  
申請若しくは届出又はこれらに類するも  
の

h a から前 g までに掲げる事項のほか、

上場インフラファンド（上場外国インフ  
ラファンド信託受益証券である場合に  
は、受託有価証券である外国インフラフ  
arendをいう。）又は当該オペレーター  
の運営、業務若しくは財産に関する重要  
な事項であって投資者の投資判断に著し  
い影響を及ぼすもの

(2) 上場インフラファンドのオペレタ  
ーに、次の a から d までに掲げる事実のい  
ずれかが発生した場合

a 業務改善命令、登録の取消しその他こ  
れらに準ずる行政庁による法令に基づく  
処分又は行政庁による法令違反に係る告  
発

b 当該上場インフラファンドのオペレ  
ターでなくなること

c 債権者その他の当該オペレーター以外  
の者による破産手続開始の申立て等

d a から前 c までに掲げる事実のほか、  
上場インフラファンド（上場外国インフ  
ラファンド信託受益証券である場合に  
は、受託有価証券である外国インフラフ  
arendをいう。）又は当該オペレーター  
の運営、業務若しくは財産に関する重要  
な事実であって投資者の投資判断に著し  
い影響を及ぼすもの

4 上場インフラファンドの運用資産等に関する

る情報の適時開示については、上場インフラ  
ファンドの発行者等は、次の各号のいずれか  
に該当する場合（第1号に掲げる事項及び第  
2号に掲げる事実にあっては、施行規則で定  
める基準に該当するものその他の投資者の投  
資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所  
が認めるものを除く。）は、施行規則で定め  
るところにより、直ちにその内容を開示しな  
ければならない。

（1） 管理会社が次のaからgまでに掲げ  
る事項を行うことについての決定をした場  
合（当該決定に係る事項を行わないことを  
決定した場合を含む。）

- a 運用資産等に係る資産の譲渡又は取得
- b 運用資産等の貸借又は貸借の解消
- c インフラ投資資産の運営に係る契約の  
締結又は終了
- d オペレーターの選定基準（オペレータ  
ーの選定基本方針に基づき管理会社が定  
めるオペレーターの選定基準をいう。以  
下同じ。）の変更
- e オペレーターの異動等
- f リスク管理方針の変更
- g aから前fまでに掲げるもののほか、  
運用資産等に関する重要な事項であって  
投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす  
もの

（2） 次のaからgまでに掲げる事実が発  
生した場合

- a 運用資産等（運用資産等がインフラ有  
価証券又はインフラ関連有価証券の場  
合、当該インフラ有価証券又はインフラ  
関連有価証券のインフラ投資資産を含  
む。次のbにおいて同じ。）に係る災害  
に起因する損害又は業務遂行の過程で生

じた損害

- b 運用資産等の貸借の解消（前号bの規定に基づきその内容を開示したときを除く。）
- c インフラ投資資産の稼働の停止
- d インフラ投資資産の運営に関する契約の変更又は終了
- e インフラ投資資産に関する重要な行政庁による認可、承認又は処分
- f オペレーターの異動等
- g aから前fに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 管理会社が、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引（同法第54条において準用する場合を含む。）又は同法第203条第2項に定める取引を行った場合（投資信託の受益者に対してこれらの規定に基づく書面の交付を要する場合に限る。）

(4) 上場インフラファンドに係る営業期間若しくは計算期間又は中間営業期間若しくは中間計算期間に係るファンドの決算の内容（施行規則で定める情報を含む。）が定まった場合

(5) 上場インフラファンドに係るファンドの営業収益、経常利益若しくは純利益又は金銭の分配若しくは収益の分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間又は前計算期間の実績値）に比較して当該上場インフラファンドの発行者が新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。）

が生じた場合

5 前3項のほか、上場外国インフラファンドの発行者等（外国投資証券に該当する上場外国インフラファンドにあっては、第1501条第1項第3号に定める者をいい、外国投資信託の受益証券に該当する上場外国インフラファンドにあっては、同条第1項第4号に定める者をいう。以下同じ。）又は上場外国インフラファンド信託受益証券の発行者等（外国投資証券に該当する外国インフラファンドを受託有価証券とする上場外国インフラファンド信託受益証券にあっては、第1501条第1項第3号に定める者をいい、外国投資信託の受益証券に該当する外国インフラファンドを受託有価証券とする上場外国インフラファンド信託受益証券にあっては、同条第1項第4号に定める者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事実が発生した場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場外国インフラファンド又は上場外国インフラファンド信託受益証券（以下の項において「上場外国インフラファンド等」という。）の運用成績に重大な影響を与える本国等又は当該上場外国インフラファンド等の投資対象となる特定の国若しくは地域における社会経済情勢の変化又は本国における資本市場に係る制度等に関する法令等の変更

(2) 外国において発生した上場外国インフラファンド等の流通に重大な影響を与える事実

6 第2項から前項までのほか、上場外国インフラファンド信託受益証券の発行者等は、預託契約等その他の契約の変更又は終了その他

の契約の変更又は終了その他の上場外国インフラファンド信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

7 第412条の規定は、上場インフラファンドの発行者等の情報の開示に係る審査等について準用する。

8 上場インフラファンドの発行者等は、当該インフラファンドに係る営業期間又は計算期間経過後3か月以内に、当取引所所定の「インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書」を提出するものとする。この場合において、当該発行者等は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

9 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、上場インフラファンドの発行者等についてそれぞれ準用する。

(書類の提出等)

第1514条 上場インフラファンドの発行者が当取引所に対して行う書類の提出等については、施行規則で定めるところによる。

2 上場インフラファンドの発行者等は、前項のほか、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新設)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第1515条 上場インフラファンドの発行者は、有価証券報告書若しくは半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合又は運用報告書を投資主若しくは受益者に交付した場合は、当該発行者の代表者がその提出又は交付の時点において当該有価証券報告書、半期報告書又は運用報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を施行規則で定めるところにより記載した書面を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場インフラファンドの発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新設)

(発行者等の代理人等の選定)

第1516条 上場外国インフラファンドの発行者等又は上場外国インフラファンド信託受益証券の発行者等は、施行規則で定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であって、当取引所との関係において一切の行為につき上場外国インフラファンドの発行者等又は上場外国インフラファンド信託受益証券の発行者等を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(新設)

(投資口又は受益権の分割の効力発生日等)

第1517条 投資証券に該当する上場内国インフラファンドの発行者である投資法人又は受益証券に該当する上場内国インフラファンドの管理会社は、上場内国インフラファンドに係る投資口又は受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。

(新設)

2 投資証券に該当する上場内国インフラファンドの発行者である投資法人又は受益証券に該当する上場内国インフラファンドの管理会社は、前項に規定する場合において、投資主総会の決議又は受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときは、当該分割を行うことが確定する日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

（上場インフラファンドに関する行動規範）

第1518条 上場インフラファンドの発行者等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主若しくは受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場インフラファンドに係る新投資口予約権無償割当て又は投資口若しくは受益権の併合若しくは分割を行わないものとする。

2 第442条及び第449条の規定は、第1501条第1項第1号及び第3号に定める者について、第443条及び第450条の規定は、上場インフラファンドの発行者等について、それぞれ準用する。

3 上場インフラファンドの発行者等は、当取引所が必要と認める法令が規定する運用資産等に係る情報を、法定開示書類（法令に基づき作成及び開示される書面をいう。）、第1513条の規定に基づき行う情報の開示又は当取引所に提出する書類（当取引所が公衆の縦覧に供するものに限る。）に記載するよう努めるものとする。

（実効性の確保）

第1519条 第501条から第504条まで

（新設）

（新設）

及び第508条から第510条までの規定は、上場インフラファンドに対する実効性の確保について準用する。

(上場廃止基準)

第1520条 上場インフラファンドの発行者

等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場インフラファンドの区分に従い、当該各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 投資証券

次のa又はbに定めるところによる。

a 上場インフラファンドの発行者である投資法人が次の(a)又は(b)に該当する場合は、当該上場インフラファンドの上場を廃止する。

(a) 投資信託法第143条に掲げる解散事由のいずれかに該当する場合

(b) 法令の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

b 上場インフラファンドに係る管理会社が次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、当該上場インフラファンドの上場を廃止する。ただし、当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「インフラファンド上場契約書」及び第1504条第7項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場インフラファンドが第1506条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

(新設)

- ( a ) 法第 50 条の 2 第 2 項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合
- ( b ) 法第 52 条第 1 項又は第 54 条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合
- ( c ) 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
- ( d ) 当該上場インフラファンドに係る管理会社でなくなった場合
- ( e ) 法第 31 条第 4 項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合

## ( 2 ) 受益証券

次の a 又は b に定めるところによる。

a 上場インフラファンドに係る管理会社が前号 b の ( a ) から ( c ) まで又は ( e ) のいずれかに該当する場合は、当該上場インフラファンドの上場を廃止する。ただし、当該インフラファンドに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「インフラファンド上場契約書」及び第 1504 条第 7 項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場インフラファンドが第 1506 条第 1 項各号に適合する場合は、この限りでない。

b 上場インフラファンドに係る信託受託者が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合は、当該上場インフラファンドの上場を廃止する。ただし、当該上場インフラファンドに係る信託受託者が行っていた業務が他の信託受託者に引き継がれ、かつ、当

該他の信託受託者が「インフラファンド上場契約書」及び第1504条第7項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場インフラファンドが第1506条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

(3) 外国投資証券等

外国投資証券又は外国インフラファンド信託受益証券の受託有価証券である外国投資証券が次のa又はbに該当する場合。

a 上場インフラファンドの発行者である外国投資法人が次の(a)又は(b)に該当する場合は、当該上場インフラファンドの上場を廃止する。

(a) 法令の規定に基づく解散事由に該当する場合

(b) 法令の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

b 上場インフラファンドに係る管理会社が次の(a)又は(b)に該当する場合は、当該上場インフラファンドの上場を廃止する。ただし、当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「インフラファンド上場契約書」及び第1504条第7項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場インフラファンドが第1506条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

(a) 資産の運用に係る業務に必要な免許、認可又は登録等が、法令に基づき失効、取消し又は変更登録等を受け

ることにより、管理会社としての業務を行わないこととなった場合

(b) 当該上場インフラファンドに係る管理会社でなくなった場合

(4) 外国投資信託の受益証券等

外国投資信託の受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の受託有価証券である外国投資信託の受益証券が次のa又はbに該当する場合

a 上場インフラファンドに係る管理会社が資産の運用に係る業務に必要な免許、認可又は登録等が、法令に基づき失効、取消し又は変更登録等を受けることにより、管理会社としての業務を行わないこととなった場合は、当該上場インフラファンドの上場を廃止する。ただし、当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「インフラファンド上場契約書」及び第1504条第7項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場インフラファンドが第1506条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

b 上場インフラファンドに係る信託受託者が営業の免許等又は信託業務を営むことについての認可等を取り消された場合は、当該上場インフラファンドの上場を廃止する。ただし、当該上場インフラファンドに係る信託受託者が行っていた業務が他の信託受託者に引き継がれ、かつ、当該他の信託受託者が「インフラファンド上場契約書」及び第1504条第7項に規定する「取

引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場インフラファン  
ドが第1506条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

2 上場インフラファンの銘柄に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場インフラファンの区分に従い、当該各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 内国インフラファン

次の a から t までのいずれかに該当する場合

a 運用資産等の総額に占めるインフラ資産等の額の比率が、上場インフラファンに係る毎営業期間又は毎計算期間の末日において 70 %未満となった場合において、1 年以内に 70 %以上とならないとき

b 運用資産等の総額に占めるインフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の合計額の比率が、上場インフラファンに係る毎営業期間又は毎計算期間の末日において 95 %未満となった場合において、1 年以内に 95 %以上とならないとき

c 営業期間又は計算期間に係る金銭の分配又は収益の分配を行わなかった場合において、1 年以内に金銭の分配又は収益の分配を行わないとき（施行規則で定める場合を除く。）

d 純資産総額が、上場インフラファンに係る毎営業期間又は毎計算期間の末日において 5 億円未満となった場合において、1 年以内に 5 億円以上とならないとき

- e 資産総額が、上場インフラファンドに係る毎営業期間又は毎計算期間の末日ににおいて 25 億円未満となった場合において、1 年以内に 25 億円以上とならないとき
- f 上場投資口口数（自己投資口口数（自己投資口処分決議を行った場合には、処分する投資口口数を除く。）を除く。）又は上場受益権口数が、4,000 口未満である場合
- g 毎年の 12 月末日以前 1 年間の売買高が 20 口未満である場合
- h 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延  
2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に規定する期間の経過後 1 か月以内（天災地変等、上場インフラファンドの発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3 か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- i 次の（a）又は（b）に該当する場合  
（a）上場インフラファンドに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき  
（b）上場インフラファンドに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士若しくは

監査法人又はこれらに相当する者によ  
って、監査報告書については「不適正  
意見」又は「意見の表明をしない」旨  
(施行規則で定める場合を除く。以下  
この（b）において同じ。) が、中間  
監査報告書については「中間財務諸表  
等が有用な情報を表示していない意  
見」又は「意見の表明をしない」旨が  
記載された場合であって、直ちに上場  
を廃止しなければ市場の秩序を維持す  
ることが困難であることが明らかであ  
ると当取引所が認めるとき

j 上場インフラファンドに係る上場契約  
を締結した者が上場契約に関する重大な  
違反を行った場合として施行規則で定め  
る場合、第1504条第1項の規定によ  
り提出した宣誓書において宣誓した事項  
について重大な違反を行った場合又は上  
場契約を締結すべき者が上場契約の当事  
者でなくなることとなった場合。ただし、  
当該者（投資証券に該当する上場インフ  
ラファンドにあっては、投資法人を除き、  
受益証券に該当する上場インフラファン  
ドにあっては、管理会社を除く。) が、  
第1項第1号bただし書、同項第2号a  
ただし書、同項第3号bただし書又は同  
項第4号aただし書のいずれかに該当す  
る場合は、この限りでない。

k 投資法人の規約又は投資信託の投資信  
託約款の変更により、投資主の請求によ  
る投資口の払戻し又は受益者の請求によ  
る信託契約期間中の解約が行えることと  
なる場合

l 投資法人の規約又は投資信託約款の変  
更により、営業期間又は計算期間が6か

月末満になる場合

- m 投資法人の規約又は投資信託約款の変更により、オペレーターの選定基本方針に係る定めが記載されなくなること。
- n 上場インフラファンドに係る毎営業期間又は毎計算期間の末日において、オペレーターの選定基準に抵触するオペレーターが存在する場合には、当該オペレーターが1年以内にオペレーターの選定基準に抵触しないこととならない場合
- o 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなつた場合
- p 上場インフラファンドが投資証券である場合には、投資主名簿に関する事務を第1505条第1項第2号1に規定する当取引所の承認する機関に委託しないこととなつた場合又は委託しないことが確実となつた場合
- q 上場インフラファンドが受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款の変更により、法の規定に基づき有価証券届出書を提出して募集を行う場合以外においても、当該投資信託の追加信託を行えることとなる場合
- r 上場インフラファンドが受益証券である場合には、当該受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合
- s 上場インフラファンドの発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する投資主又は受益者及び投資者の信頼を著しく毀損したと当取引所が認めるとき

t 前 s までのほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適當と認めた場合

(2) 外国インフラファンド

次の a から d までのいずれかに該当する場合

a 前号 a から f まで、h から n まで及び q から t までに該当する場合。この場合において、前号 j 、 k 、 l 及び m 中「投資法人」とあるのは「外国投資法人」と、同号 j 、 k 及び q 中「投資信託」とあるのは「外国投資信託」と、同号 j 、 q 及び r 中「受益証券」とあるのは「外国投資信託の受益証券」と、読み替えるものとする。

b 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合

c 外国金融商品取引所等における当該上場外国インフラファンドの上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場インフラファンドの相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該上場外国インフラファンドの外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事案を勘案して、上場を廃止することが適當でないと認めるときは、この限りではない。

d 営業期間又は計算期間の末日において、当該上場外国インフラファンドの流通の状況が著しく悪化したと認めた場合

(3) 外国インフラファンド信託受益証券  
次の a 又は b のいずれかに該当する場合

a 外国インフラファンド信託受益証券が  
次の（a）から（c）までのいずれかに  
該当する場合

（a） 第1号aからc、hからjまで、  
o、s及びtに該当する場合。この場合  
において、第1号j中「投資法人」とあ  
るのは「上場外国インフラファンド信託  
受益証券の受託有価証券である外国投資  
証券の発行者である外国投資法人」と読  
み替えるものとする。

（b） 営業期間又は計算期間の末日にお  
いて、当該上場外国インフラファンド信  
託受益証券の流通の状況が著しく悪化し  
たと認めた場合

（c） 第1505条第3項第7号に規定  
する預託契約等その他の契約が終了とな  
る場合。ただし、外国インフラファンド  
信託受益証券に係る預託機関等の変更に  
より当該預託契約等その他の契約が終了  
となる場合は、この限りでない。

b 上場外国インフラファンド信託受益証  
券の受託有価証券である外国インフラフ  
ァンドの発行者である外国投資法人又は  
外国投資信託が、次の（a）又は（b）  
のいずれかに該当する場合

（a） 第1号d、e、kからnまで、  
q及びrに該当する場合。この場合に  
おいて、第1号k、1及びm中「投資  
法人」とあるのは「外国投資法人」と、  
同号k及びq中「投資信託」とあるの  
は「外国投資信託」と、同号q及びr  
中「受益証券」とあるのは「外国投資  
信託の受益証券」と読み替えるものと  
する。

（b） 外国金融商品取引所等において、

上場外国インフラファンド信託受益証券の受託有価証券である外国インフラファンドの上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該外国インフラファンドの相場を即時に入手することができない状態となつたと当取引所が認めた場合。ただし、当該外国インフラファンドの外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事案を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認めるときは、この限りではない。

3 第607条の規定は、前2項の規定に基づく上場廃止に係る審査について準用する。

(上場廃止基準の特例)

第1521条 租税特別措置法施行令（昭和32年3月31日政令第43号）第39条の3の3の規定（以下この項において「導管性要件」という。）の適用を受けることを目標として運用する上場内国インフラファンドのうち、次の各号に適合する上場内国インフラファンド（以下この項において「特例インフラファンド」という。）については、前条第2項第1号a、b、d及びeの規定を適用しないものとする。この場合の当該各号の取扱いについては、施行規則で定める。

- (1) 新規上場申請に係る提出書類として施行規則で定める書類を提出したこと。
- (2) 新規上場申請に係る提出書類のうち施行規則で定める書類において、施行規則で定める事項が記載されていること。
- (3) 第1505条第1項第2号a及びbの規定に基づく上場審査の対象となる運用

(新設)

資産等が施行規則で定める運用資産等（第5号及び第6号において「特例インフラファンドの運用資産等」という。）に限定されていること。

（4） 第414条に規定する方法により、毎営業期間経過後3か月以内に施行規則で定める書類を開示していること。

（5） 特例インフラファンドの運用資産等以外の資産の取得を行っていないこと。ただし、導管性要件の適用を受けるためにやむを得ず特例インフラファンドの運用資産等以外の資産を取得する場合で、次のa及びbに掲げる手続きが実施されているときはこの限りではない。

a 特例インフラファンドの運用資産等以外の資産を取得するに先立ち投資法人の役員会の承認を得ること。

b 特例インフラファンドの運用資産等以外の資産を取得することを決定した場合、直ちにその内容を第414条に規定する方法により開示を行うこと。

（6） 次のa及びbに掲げる事項が規約に記載されていること。

a 原則として、特例インフラファンドの運用資産等以外の資産の取得を行わないこと。

b 導管性要件の適用を受けるため、やむを得ず特例インフラファンドの運用資産等以外の資産を取得する場合においては、前号a及びbに掲げる手続きを実施すること。

2 特例インフラファンドが前項第4号から第6号までの規定に適合しなくなったことを当取引所が確認した場合には、当取引所は直ちにその旨を公表するものとする。

3 前項の公表を行った後に実施する上場廃止  
基準に該当するかどうかの審査は、第1項の  
規定にかかわらず、前条第2項第1号の規定  
に基づき行う。

(当取引所への協力義務)

第1522条 上場インフラファンドの発行者  
等は、当取引所が上場インフラファンドの上  
場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、  
財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を  
行う公認会計士等（当該公認会計士等であつ  
た者を含む。次項において同じ。）に対して  
事情説明等を求める場合には、これに協力す  
るものとする。

2 上場インフラファンドの発行者等は、前  
項の規定により当取引所が当該公認会計士等  
に対して事情説明等を求めるため、当取引所  
が請求した場合には、当該公認会計士等が事  
情説明等に応じることについて同意する旨の  
書面を速やかに提出しなければならない。

(新設)

(上場廃止日)

第1523条 上場インフラファンドの上場廃  
止が決定した場合における上場廃止日の取扱  
いは、施行規則で定める。

(新設)

(監理銘柄の指定)

第1524条 上場インフラファンドが上場廃  
止のおそれがある場合には、当取引所は、施  
行規則で定めるところにより、その事実を投  
資者に周知させるため、当該上場インフラフ  
ァンドを監理銘柄に指定することができる。

(新設)

(整理銘柄の指定)

第1525条 上場インフラファンドの上場廃

(新設)

止が決定された場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、施行規則で定めるところにより、上場廃止日の前日までの間、当該上場インフラファンドを整理銘柄に指定することができる。

(上場等に関する料金)

第1526条 新規上場申請に係るインフラファンド及び新投資口予約権証券の発行者並びに上場インフラファンドの発行者は、上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

(新設)

(テクニカル上場時の引継ぎ)

第1527条 上場内国インフラファンドの発行者である投資法人が第1507条の規定の適用を受けて上場した投資法人である場合における当該上場インフラファンドの発行者である投資法人（当該投資法人が発行する上場インフラファンド及び当該上場インフラファンドに係る管理会社を含む。以下この条において同じ。）に対する施行規則で定める規定の適用については、当該上場内国インフラファンドの発行者である投資法人を同条の規定の適用に伴い上場廃止となつた投資法人（当該投資法人が発行するインフラファンド及び当該インフラファンドに係る管理会社を含む。）と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、当取引所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

(新設)

(準用規定)

第1528条 第424条、第425条、第4

(新設)

29条、第430条、第608条及び第612条の規定は、インフラファンドについて準用する。

(基本理念)

第1601条 (略)

(承認申請による上場)

第1602条 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第1603条 (略)

(上場管理等)

第1604条 (略)

(一部指定又は指定替え)

第1605条 (略)

(上場廃止の承認申請)

第1606条 (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成27年4月30日から施行する。

(基本理念)

第1501条 (略)

(承認申請による上場)

第1502条 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第1503条 (略)

(上場管理等)

第1504条 (略)

(一部指定又は指定替え)

第1505条 (略)

(上場廃止の承認申請)

第1506条 (略)

T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(单一銘柄取引等の定義)	(单一銘柄取引等の定義)
第4条 (略)	第4条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 この章において自己株式立会外買付取引とは、この章に定めるところに従って上場会社又は上場投資法人（上場不動産投資信託証券又は上場内国インフラファンドの発行者である投資法人をいう。）が行う次の各号に掲げるT o S T N e T 取引をいう。	4 この章において自己株式立会外買付取引とは、この章に定めるところに従って上場会社又は上場投資法人（上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人をいう。）が行う次の各号に掲げるT o S T N e T 取引をいう。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
付 則	
この改正規定は、平成27年4月30日から施行する。	

特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別添</p> <p>告知事項</p> <p>この告知事項は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」といいます。）第23条の13第3項第2号（法第27条において準用される場合を含みます。）に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」といいます。）第14条の14の2第3項各号、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。以下「特定有価証券等開示府令」といいます。）第19条の2第3項各号及び外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和47年大蔵省令第26号。以下「外国債等開示府令」といいます。）第11条の13の2第3項各号に掲げる事項を掲げたものです。</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 本市場に上場している有価証券については、特定証券等情報又は発行者等情報が公表されている場合があります。それらの詳細は以下のとおりです。</p> <p>(1) • (2) (略)</p> <p>(3) 各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報の公表の有無については、取引所のホームページ (<a href="http://www.jpx.co.jp">http://www.jpx.co.jp</a>)において確認することができます。</p> <p>(4) 各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報は、取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第111条及び第128条、又は同特例第</p>	<p>別添</p> <p>告知事項</p> <p>この告知事項は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」といいます。）第23条の13第3項第2号（法第27条において準用される場合を含みます。）に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」といいます。）第14条の14の2第3項各号、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。以下「特定有価証券等開示府令」といいます。）第19条の2第3項各号及び外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和47年大蔵省令第26号。以下「外国債等開示府令」といいます。）第11条の13の2第3項各号に掲げる事項を掲げたものです。</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 本市場に上場している有価証券については、特定証券等情報又は発行者等情報が公表されている場合があります。それらの詳細は以下のとおりです。</p> <p>(1) • (2) (略)</p> <p>(3) 各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報の公表の有無については、取引所のホームページ (<a href="http://www.tse.or.jp/index.html">http://www.tse.or.jp/index.html</a>)において確認することができます。</p> <p>(4) 各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報は、取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第111条及び第128条、又は同特例第</p>

210条及び第215条に従い、以下に掲げるすべての方法によって公表されます。なお、次の（a）から（c）までに規定するホームページアドレスは変更になる場合があります。変更後のホームページアドレスは、取引所のホームページにおいてご確認ください。

（a）取引所のホームページに掲載する方法

取引所のホームページアドレス

<http://www.jpx.co.jp>

（b）（略）

（c）適時開示情報閲覧サービスに掲載する方法

同サービスのホームページアドレス

<http://www.jpx.co.jp/listing/disclosure/index.html>

6 (略)

#### 付 則

この規則は、平成27年4月30日から施行する。

210条及び第215条に従い、以下に掲げるすべての方法によって公表されます。なお、次の（a）から（c）までに規定するホームページアドレスは変更になる場合があります。変更後のホームページアドレスは、取引所のホームページにおいてご確認ください。

（a）取引所のホームページに掲載する方法

取引所のホームページアドレス

<http://www.tse.or.jp/index.html>

（b）（略）

（c）適時開示情報閲覧サービスに掲載する方法

同サービスのホームページアドレス

<http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>

6 (略)

取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項又は基準に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) インフラファンド</u></p> <p><u>上場規程第1506条第1項各号に掲げる事項</u></p>	<p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項又は基準に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(増資等の合理性に係る審査の実施)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 有価証券上場規程第1211条第1項第2号a及び第1511条第1項第2号aに規定する投資口の発行の合理性に係る審査を行う取引参加者（以下この項において「審査取引参加者」という。）は、新投資口予約権証券の上場申請を行おうとする又は行った者について、上場投資法人が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び上場不動産投資信託証券の発行者等による情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号に掲げる事項について当該各号に定める事項を踏まえた厳正な審査を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(増資等の合理性に係る審査の実施)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 有価証券上場規程第1211条第1項第2号aに規定する投資口の発行の合理性に係る審査を行う取引参加者（以下この項において「審査取引参加者」という。）は、新投資口予約権証券の上場申請を行おうとする又は行った者について、上場投資法人が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び上場不動産投資信託証券の発行者等による情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号に掲げる事項について当該各号に定める事項を踏まえた厳正な審査を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成27年4月30日から  
施行する。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準) 第2条 株券等（優先株等を含む。以下同じ。） が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。 （1）～（5）（略） （6） <u>売買又は信用取引</u> について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。 （7）（略）	(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準) 第2条 株券等（優先株等を含む。以下同じ。） が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。 （1）～（5）（略） （6） <u>売買</u> について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。 （7）（略）
2 <u>前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程</u> <u>第207条、第216条の5又は第216条の8のいずれかの規定の適用を受けて上場される株券等及び当該株券等の発行者が発行している優先株等に対する最初の選定審査（当該株券等の上場後最初の有価証券報告書が提出されるまでの期間における選定審査に限る。）においては、同項第1号及び第3号から第7号までに適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</u>	(新設)
3 <u>第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第208条第1号から第4号までのいずれか、第215条第1号から第4号までのいずれか又は第216条の9第1号から第4号までのいずれかの規定の適用を受けて上場される株券等及び当該株券等の発行者が発行している優先株等に対する最初の選定審査においては、同項第2号、第5号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</u>	2 <u>前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第208条第1号から第4号までのいずれか、第215条第1号から第4号までのいずれか又は第216条の9第1号から第4号までのいずれかの規定の適用を受けて上場される株券等及び当該株券等の発行者が発行している優先株等に対する最初の選定審査においては、同項第2号、第5号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</u>
4 (略)	3 (略)
5 (略)	4 (略)
6 (略)	5 (略)
7 (略)	6 (略)

<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p>	<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p>
<p>第2条の2 不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>	<p>第2条の2 不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 売買又は<u>信用取引</u>について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(7) (略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第1206条の規定の適用を受けて上場される不動産投資信託証券に対する最初の選定審査</u></p> <p>(当該不動産投資信託証券の上場後最初の有価証券報告書が提出されるまでの期間における選定審査に限る。)においては、同項第1号及び第3号から第7号までに適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第1207条の規定の適用を受けて上場される投資証券に対する最初の選定審査においては、同項第2号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>
<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第1207条の規定の適用を受けて上場される投資証券に対する最初の選定審査において</u>は、同項第2号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第1207条の規定の適用を受けて上場される投資証券に対する最初の選定審査においては、同項第2号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(ベンチャーファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)</p>	<p>(ベンチャーファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)</p>
<p>第2条の5 ベンチャーファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>	<p>第2条の5 ベンチャーファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>

<p>(5) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(5) 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(カントリーファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)</p>	<p>(カントリーファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)</p>
<p>第2条の6 カントリーファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>	<p>第2条の6 カントリーファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p><u>(インフラファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第2条の7 インフラファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>	
<p>(1) <u>当取引所における上場後最初の約定値段が決定された銘柄であるとき。</u></p> <p>(2) <u>その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額（算定においては、有価証券上場規程施行規則第1505条第1項の規定を準用する。以下同じ。）が負である銘柄以外の銘柄であるとき。</u></p> <p>(3) <u>第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。</u></p> <p>(4) <u>特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄である</u></p>	

とき。

(5) 有価証券上場規程施行規則第1536

条第1項第1号に定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(6) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(7) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程

第1506条の規定の適用を受けて上場されるインフラファンドに対する最初の選定審査（当該インフラファンドの上場後最初の有価証券報告書が提出されるまでの期間における選定審査に限る。）においては、同項第1号及び第3号から第7号までに適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第1507条の規定の適用を受けて上場される投資証券に対する最初の選定審査において

は、同項第2号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の

発行者でない上場投資法人（当取引所に上場しているインフラファンドの発行者である投資法人をいう。以下この項及び第3条の7第6項において同じ。）が、制度信用銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人のインフラファンドに対する合併後最初の選定審査においては、第1項第2号から第7号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融

商品取引所に上場されているインフラファンド（以下「他市場上場インフラファンド」という。）

に対する上場後最初の選定審査においては、同項第2号から第7号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄のインフラファンドの発行者が発行する新インフラファンドが既に上場されているか又は新たに上場されることになった場合は、当取引所は当該新インフラファンドを制度信用銘柄に選定することができる。

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 受益者数（大口受益者（所有する受益権口数の多い順に10名の受益者をいう。以下同じ。）を除く。）又は投資主数（大口投資主（所有する投資口口数の多い順に10名の投資主をいう。）を除く。以下この条、第3条の5、第3条の7、第6条の2、第6条の4及び第6条の6において同じ。）が1,700人以上の銘柄であるとき。

(3) (略)

(4) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、当期純利益金額（投資信託受益証券の場合には、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第51条第1項により記載される「当期純利益金額」をいい、投資証券の場合には、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第53条第1項により記載される「当期純利

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 受益者数（大口受益者（所有する受益権口数の多い順に10名の受益者をいう。以下同じ。）を除く。）又は投資主数（大口投資主（所有する投資口口数の多い順に10名の投資主をいう。）を除く。以下この条、次条、第6条の2及び第6条の4において同じ。）が1,700人以上の銘柄であるとき。

(3) (略)

(4) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、投資信託受益証券の場合には、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第51条第1項により記載される「当期純利益金額」を、投資証券の場合には、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第53条第1項により記載される「当期純利益金額」が計上され

益金額」をいう。第3条の7において同じ。)

が計上されている銘柄であるとき。

(5)～(11) (略)

2～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号の2、第4号（当該銘柄について、損益及び剰余金計算書又は損益計算書の作成がなされていない場合には、第3項第3号）

及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(インフラファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の7 制度信用銘柄であるインフラファン  
ドが次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄  
に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に  
選定するものとする。

(1) 上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。

(2) 上場受益権口数又は上場投資口口数が2万口以上の銘柄であるとき。

(3) 受益者数又は投資主数が1,700人以上の銘柄であるとき。

(4) 各銘柄の計算期間又は営業期間の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a 当取引所の市場における月平均売買高が100口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上であるとき。

ている銘柄であるとき。

(5)～(11) (略)

2～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号の2及び第6号から第1

1号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(新設)

b 当取引所及び国内の他の金融商品取引所に上場されているインフラファンドについて、当該他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が50口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の40%以上であるとき。ただし、外国インフラファンドの場合は、当取引所に上場されており、かつ、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されているインフラファンドについて、当該国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等のいずれかにおける月平均売買高が100口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が50口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の40%以上であるとき。

(5) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、当期純利益金額が計上されている銘柄であるとき。ただし、当該銘柄が外国インフラファンドである場合は、直前事業年度における当期純利益金額に相当する額が正である銘柄であるとき。

(6) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における資産総額が50億円以上、純資産総額が10億円以上である銘柄であるとき。この場合において、有価証券上場規程施行規則第1505条第1項の規定は、資産総額及び純資産総額の算定について準用する。

(7) 第4条の規定による選定の日以後の日

に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

- (8) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。
- (9) 有価証券上場規程施行規則第1536条第1項第1号に定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。
- (10) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。
- (11) 貸インフラファンド調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
- (12) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 有価証券上場規程施行規則第212条第1項第4号及び第8号の規定は前項第3号に規定する受益者数又は投資主数について準用する。この場合における読み替えは、別表第6のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において最初の計算期間又は営業期間として定める期間が終了していないインフラファンドに対する上場後最初の選定審査（次項又は第7項の適用を受ける場合を除く。）においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

- (1) 第1項第2号、第3号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。
- (2) 審査対象日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が第1項第4号a又はbに適合する銘柄であるとき。
- (3) 上場時における純資産総額が500億

円以上であることが見込まれた銘柄であるとき。この場合において、有価証券上場規程施行規則第1505条第1項の規定は、純資産総額の算定について準用する。

4 第1項の規定にかかわらず、上場受益権口数又は上場投資口口数が10万口以上であり、かつ、上場時の時価総額（当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から5営業日までの間における最低価格に上場受益権口数又は上場投資口口数を乗じて得た額をいう。）が500億円以上であるインフラファンドに対する上場後最初の選定審査（第7項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、第1項第3号及び第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第1507条の規定の適用を受けて上場される投資証券に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする（有価証券上場規程第1507条において定める行為の当事者の発行する投資証券が貸借銘柄である場合に限る。）。

（1） 第2条の7第1項第2号並びにこの条第1項第2号、第11号及び第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

（2） 投資主数が、上場後最初に終了する営業期間の末日までに第6条の6第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

6 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない上場投資法人が、貸借銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄の発行者でない投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に

選定するものとする。

- (1) 第2条の7第1項第2号並びにこの条第1項第2号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。
- (2) 投資主数が、合併後最初に終了する営業期間の末日までに第6条の6第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

7 第1項の規定にかかわらず、他市場上場インフラファンドに対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

- (1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から当取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。
- (2) 第1項第2号、第3号、第5号（当該銘柄について、損益及び剰余金計算書又は損益計算書の作成がなされていない場合には、第3項第3号）及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。
- (3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。

8 第1項の規定にかかわらず、上場インフラファンド（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

- (1) 受益者数又は投資主数が上場時点において2,200人以上である銘柄であるとき。
- (2) 第1項第2号、第5号（当該銘柄について、損益及び剰余金計算書又は損益計算書の作成

がなされていない場合には、第3項第3号) 及び  
第7号から第12号までの各号に適合する銘  
柄であるとき。

(選定の時期)

第4条 第2条第1項及び第2項、第2条の2第1項及び第2項、第2条の5第1項、第2条の6第1項並びに第2条の7第1項及び第2項の規定による制度信用銘柄の選定は、各銘柄の当取引所における上場後最初の約定値段が決定された日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に行う。

2 第3条、第3条の2、第3条の5、第3条の6及び第3条の7の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日(不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、カントリーファンド及びインフラファンドにあっては、計算期間又は営業期間の末日若しくは第3条の2第3項第2号に定める審査対象日)を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日(初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に行う。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1) 第2条第3項及び第4項、第2条の2第3項、第2条の5第2項及び第2条の7第3項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第4項及び第5項、第3条の2第5項、第3条の5第4項及び第3条の7第5項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(2) 第2条第5項、第2条の2第4項、第2条の5第3項、第2条の6第2項及び第2条の7第4項の規定による制度信用銘柄の選

(選定の時期)

第4条 第2条第1項、第2条の2第1項、第2条の5第1項及び第2条の6第1項の規定による制度信用銘柄の選定は、各銘柄の当取引所における上場後最初の約定値段が決定された日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に行う。

2 第3条、第3条の2、第3条の5及び第3条の6の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日(不動産投資信託証券、ベンチャーファンド及びカントリーファンドにあっては、計算期間又は営業期間の末日若しくは第2条の2第3項第2号に定める審査対象日)を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日(初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に行う。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1) 第2条第2項及び第3項、第2条の2第2項及び第2条の5第2項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第4項及び第5項、第3条の2第5項及び第3条の5第4項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(2) 第2条第4項、第2条の2第3項、第2条の5第3項及び第2条の6第2項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第6

定並びに第3条第6項、第3条の2第6項、  
第3条の5第5項、第3条の6第4項及び第3条の7第6項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、カントリーファンド又はインフラファンドが上場された日

(3) 第2条第6項、第2条の2第5項、第2条の5第4項、第2条の6第3項及び第2条の7第5項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第7項、第3条の2第7項、第3条の5第6項、第3条の6第5項及び第3条の7第7項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(4) 第2条第7項、第2条の2第6項、第2条の5第5項、第2条の6第4項及び第2条の7第6項の規定による制度信用銘柄の選定

a 新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド、新カントリーファンド又は新インフラファンドが既に上場されている場合

当該新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド、新カントリーファンド又は新インフラファンドの発行者が発行する株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、カントリーファンド、インフラファンドを制度信用銘柄に選定した日

b 新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド、新カントリーファンド又は新インフラファンドが新たに上場されることとなった場合

当該新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド、新カントリーファ

項、第3条の2第6項、第3条の5第5項及び第3条の6第4項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド又はカントリーファンドが上場された日

(3) 第2条第5項、第2条の2第4項、第2条の5第4項、第2条の6第3項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第7項、第3条の2第7項、第3条の5第6項、第3条の6第5項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(4) 第2条第6項、第2条の2第5項、第2条の5第5項、第2条の6第4項の規定による制度信用銘柄の選定

a 新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド、新カントリーファンド又は新インフラファンドが既に上場されている場合

当該新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド、新カントリーファンド又は新インフラファンドの発行者が発行する株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、カントリーファンドを制度信用銘柄に選定した日

b 新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド、新カントリーファンド又は新インフラファンドが新たに上場されることとなった場合

当該新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド、新カントリーフ

<p>ンド又は新インフラファンドが上場された日</p> <p>(5) 第3条第3項及び第8項、第3条の2第3項、第4項及び第8項、第3条の5第3項及び第7項、<u>第3条の6第3項及び第6項並びに第3条の7第3項、第4項及び第8項</u>の規定による貸借銘柄の選定</p>	<p>アンドが上場された日</p> <p>(5) 第3条第3項及び第8項、第3条の2第4項及び第8項、第3条の5第3項及び第7項並びに第3条の6第3項及び第6項の規定による貸借銘柄の選定</p>
<p>当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から起算して11日目（休業日を除外する。）の日</p>	<p>当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から起算して11日目（休業日を除外する。）の日</p>
<p>(6) • (7) (略) 4・5 (略)</p>	<p>(6) • (7) (略) 4・5 (略)</p>
<p>(制度信用銘柄である株券等の選定取消基準) 第5条 制度信用銘柄である株券等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。</p>	<p>(制度信用銘柄である株券等の選定取消基準) 第5条 制度信用銘柄である株券等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。</p>
<p>(1) その発行者が直前事業年度（第2条第2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定された銘柄については、上場後最初の事業年度以降の事業年度に限る。）の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。</p>	<p>(1) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。</p>
<p>(2) • (3) (略)</p>	<p>(2) • (3) (略)</p>
<p>(制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準) 第5条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。</p>	<p>(制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準) 第5条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。</p>
<p>(1) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間（第2条の2第2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定された銘柄については、上場後最初の計算期間又は営業期間以降の計算期間又は営業期間に限る。）の末日ににおける純資産総額が負である銘柄であると</p>	<p>(1) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額が負である銘柄であるとき。</p>

き。

(2)・(3) (略)

(制度信用銘柄であるインフラファン  
ドの選定取消基準)

第5条の6 制度信用銘柄であるインフラファン

ドが、次の各号のいずれかに該当する場合は、  
制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) その銘柄の直前計算期間又は直前営業  
期間（第2条の7第2項の規定の適用を受け  
て制度信用銘柄に選定された銘柄について  
は、上場後最初の計算期間又は営業期間以降  
の計算期間又は営業期間に限る。）の末日に  
おける純資産総額が負である銘柄であると  
き。

(2) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(3) その他制度信用銘柄として適当でない  
と認められる銘柄であるとき。

(貸借銘柄である株券等の選定取消基準)

第6条 貸借銘柄である株券等が、次の各号のい  
ずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取  
り消すものとする。

(1)～(3) (略)

(4) その発行者が直前事業年度（第2条第  
2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選  
定された銘柄については、上場後最初の事業  
年度以降の事業年度に限る。）の末日に債務  
超過の状態である銘柄であるとき。

(5)・(6) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第212条第1項  
第1号の規定は前項第1号に規定する流通株式  
の数について、有価証券上場規程施行規則第2  
12条第1項第1号から第4号まで並びに同第  
311条第1項第1号eの規定は前項第2号に

(2)・(3) (略)

(新設)

(貸借銘柄である株券等の選定取消基準)

第6条 貸借銘柄である株券等が、次の各号のい  
ずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取  
り消すものとする。

(1)～(3) (略)

(4) その発行者が直前事業年度の末日に債  
務超過の状態である銘柄であるとき。

(5)・(6) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第212条第1項  
第1号の規定は前項第1号に規定する流通株式  
の数について、有価証券上場規程施行規則第2  
12条第1項第1号から第4号まで並びに同第  
311条第1項第1号eの規定は前項第2号に

規定する株主数について、有価証券上場規程施行規則第601条第2項第1号並びに同第311条第3項第1号b及びcの規定は前項第3号aに規定する毎年12月末日以前1年間における月平均売買高について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号及び第2号の規定を、外国株券等にあっては同第212条第1項第1号から第4号まで並びに同第311条第1項第1号eの規定を除く。)。この場合における読み替えは、別表第7のとおりとする。

(貸借銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第6条の2 貸借銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

(3) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間 (第2条の2第2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定された銘柄については、上場後最初の計算期間又は営業期間以降の計算期間又は営業期間に限る。) の末日における純資産総額が負である銘柄であるとき。

(4)・(5) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第1233条第2項の規定は前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、同第311条第1項第1号eの規定は前項第2号に規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合における読み替えは、別表第8のとおりとする。

(貸借銘柄であるベンチャーファンドの選定取

規定する株主数について、有価証券上場規程施行規則第601条第2項第1号並びに同第311条第3項第1号b及びcの規定は前項第3号aに規定する毎年12月末日以前1年間における月平均売買高について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号及び第2号の規定を、外国株券等にあっては同第212条第1項第1号から第4号まで並びに同第311条第1項第1号eの規定を除く。)。この場合における読み替えは、別表第6のとおりとする。

(貸借銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第6条の2 貸借銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

(3) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額が負である銘柄であるとき。

(4)・(5) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第1233条第2項の規定は前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、同第311条第1項第1号eの規定は前項第2号に規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合における読み替えは、別表第7のとおりとする。

(貸借銘柄であるベンチャーファンドの選定取

<p>消基準)</p> <p>第6条の4 貸借銘柄であるベンチャーファンドが、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 有価証券上場規程施行規則第1329条第6項の規定は前項第1号に規定する上場投資口口数について、同第311条第1項第1号eの規定は前項第1号に規定する投資主数について、それぞれ準用する。この場合における読み替えは、別表<u>第9</u>のとおりとする。</p> <p>(貸借銘柄であるカントリーファンドの選定取消基準)</p> <p>第6条の5 貸借銘柄であるカントリーファンドが、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号eの規定は前項第1号に規定する投資主数について準用する。この場合における読み替えは、別表<u>第10</u>のとおりとする。</p> <p>(貸借銘柄であるインフラファンドの選定取消基準)</p> <p>第6条の6 貸借銘柄であるインフラファンドが、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。</p> <p>(1) <u>上場受益権口数又は上場投資口口数が2万口に満たない銘柄であるとき。</u></p> <p>(2) <u>受益者数又は投資主数が1,200人に達しない銘柄であるとき。</u></p> <p>(3) <u>その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間（第2条の7第2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定された銘柄について</u></p>	<p>消基準)</p> <p>第6条の4 貸借銘柄であるベンチャーファンドが、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 有価証券上場規程施行規則第1329条第6項の規定は前項第1号に規定する上場投資口口数について、同第311条第1項第1号eの規定は前項第1号に規定する投資主数について、それぞれ準用する。この場合における読み替えは、別表<u>第8</u>のとおりとする。</p> <p>(貸借銘柄であるカントリーファンドの選定取消基準)</p> <p>第6条の5 貸借銘柄であるカントリーファンドが、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号eの規定は前項第1号に規定する投資主数について準用する。この場合における読み替えは、別表<u>第9</u>のとおりとする。</p> <p>(新設)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

は、上場後最初の計算期間又は営業期間以降の計算期間又は営業期間に限る。)の末日に  
おける純資産総額が負である銘柄であると  
き。

- (4) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。  
(5) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 有価証券上場規程施行規則第1536条第2項の規定は前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、同第311条第1項第1号eの規定は前項第2号に規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合における読み替えは、別表第11のとおりとする。

(貸借銘柄である株券等に係る選定取消基準の特例)

第7条 第6条第1項の規定にかかわらず、株券等の貸借銘柄が同項第1号又は第2号に該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この条において「猶予期間」という。）を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g、h、i及びjの規定は、第6条第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する（優先出資証券にあっては、有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号iの規定を除く。）。この場合における読み替えは、別表第12のとおりとす

(貸借銘柄である内国株券等に係る選定取消基準の特例)

第7条 第6条第1項の規定にかかわらず、内国株券等又は優先株等の貸借銘柄が同項第1号又は第2号に該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この条において「猶予期間」という。）を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g、h、i及びjの規定は、第6条第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する（優先出資証券にあっては、有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号iの規定を除く。）。この場合における読み替えは、別表第10のとおりとす

る。

(貸借銘柄である不動産投資信託証券に係る選定取消基準の特例)

第7条の2 第6条の2第1項の規定にかかわらず、不動産投資信託証券の貸借銘柄が同項第1号又は第2号に該当するときは、原則として該当した計算期間又は営業期間の末日の翌日から起算して1か年目の日（計算期間又は営業期間の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の計算期間又は営業期間の最終日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する計算期間又は営業期間）までの期間（以下この条、次条、第7条の4及び第7条の5において「猶予期間」という。）を通じて同号の規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g、h及びjの規定は、第6条の2第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合における読み替えは、別表第13のとおりとする。

(貸借銘柄であるベンチャーファンドに係る選定取消基準の特例)

第7条の3 (略)

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g、h及びjの規定は、第6条の4第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合における読み替えは、別表第14のとおりとする。

(貸借銘柄であるカントリーファンドに係る選定取消基準の特例)

第7条の4 (略)

る。

(貸借銘柄である不動産投資信託証券に係る選定取消基準の特例)

第7条の2 第6条の2第1項の規定にかかわらず、不動産投資信託証券の貸借銘柄が同項第1号又は第2号に該当するときは、原則として該当した計算期間又は営業期間の末日の翌日から起算して1か年目の日（計算期間又は営業期間の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の計算期間又は営業期間の最終日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する計算期間又は営業期間）までの期間（以下この条、次条及び第7条の4において「猶予期間」という。）を通じて同号の規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g、h及びjの規定は、第6条の2第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合における読み替えは、別表第11のとおりとする。

(貸借銘柄であるベンチャーファンドに係る選定取消基準の特例)

第7条の3 (略)

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g、h及びjの規定は、第6条の4第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合における読み替えは、別表第12のとおりとする。

(貸借銘柄であるカントリーファンドに係る選定取消基準の特例)

第7条の4 (略)

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g及びhの規定は、第6条の5第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合における読み替えは、別表第15のとおりとする。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g及びhの規定は、第6条の5第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合における読み替えは、別表第13のとおりとする。

(貸借銘柄であるインフラファンドに係る選定取消基準の特例)

第7条の5 第6条の6第1項の規定にかかわらず、インフラファンドの貸借銘柄が同項第1号又は第2号に該当するときは、原則として猶予期間を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g、h及びjの規定は、第6条の6第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合における読み替えは、別表第16のとおりとする。

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1号若しくは第3号、第5条の2第1号若しくは第3号、第5条の4第2号、第5条の5第2号、第5条の6第1号若しくは第3号、第6条第1項第3号、第4号若しくは第6号、第6条の2第1項第3号若しくは第5号、第6条の4第1項第4号、第6条の5第1項第4号又は第6条の6第1項第3号若しくは第5号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消し（第5条の3又は第6条の3の規定によるものを含む。）は、当取引所がその都度定める日に行う。

2 第7条から前条までに規定する猶予期間を通じて第6条第1項第1号若しくは第2号、第6条の2第1項第1号若しくは第2号、第6条の

(新設)

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1号若しくは第3号、第5条の2第1号若しくは第3号、第5条の4第2号、第5条の5第2号、第6条第1項第3号、第4号若しくは第6号、第6条の2第1項第3号若しくは第5号、第6条の4第1項第4号又は第6条の5第1項第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消し（第5条の3又は第6条の3の規定によるものを含む。）は、当取引所がその都度定める日に行う。

2 第7条から前条までに規定する猶予期間を通じて第6条第1項第1号若しくは第2号、第6条の2第1項第1号若しくは第2号、第6条の

4 第1項第1号若しくは第2号第6条の5第1項第1号若しくは第2号又は第6条の6第1項第1号若しくは第2号に該当したと認められる場合の貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、第7条第2項、第7条の2第2項、第7条の3第2項、第7条の4第2項及び前条第2項において準用する有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号h並びに第7条第2項において準用する同第311条第1項第1号iに定める決議を行った銘柄のうち、当取引所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認めた銘柄については、当取引所がその都度定める日とする。

3 第5条第2号、第5条の2第2号、第5条の4第1号、第5条の5第1号、第5条の6第2号、第6条第1項第5号、第6条の2第1項第4号、第6条の4第1項第3号第6条の5第1項第3号又は第6条の6第1項第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定取消し（第5条の3又は第6条の3の規定によるものを含む。）は、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

（選定又は選定取消しの資料）

第9条 第2条から第3条の7までの規定による選定及び第5条から第6条の6までの規定による選定の取消しは、選定の日又は選定取消しの日における現況による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

（1） 第3条第1項第2号及び第6項第2号、第3条の2第1項第2号及び第6項第2号、

4 第1項第1号若しくは第2号又は第6条の5第1項第1号若しくは第2号に該当したと認められる場合の貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、第7条第2項、第7条の2第2項、第7条の3第2項及び前条第2項において準用する有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号h並びに第7条第2項において準用する同第311条第1項第1号iに定める決議を行った銘柄のうち、当取引所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適當でないと認めた銘柄については、当取引所がその都度定める日とする。

3 第5条第2号、第5条の2第2号、第5条の4第1号、第5条の5第1号、第6条第1項第5号、第6条の2第1項第4号、第6条の4第1項第3号又は第6条の5第1項第3号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定取消し（第5条の3又は第6条の3の規定によるものを含む。）は、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

（選定又は選定取消しの資料）

第9条 第2条から第3条の6までの規定による選定及び第5条から第6条の5までの規定による選定の取消しは、選定の日又は選定取消しの日における現況による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

（1） 第3条第1項第2号及び第6項第2号、第3条の2第1項第2号及び第6項第2号、

第3条の5第1項第3号及び第5項第2号、  
第3条の6第1項第3号及び第4項第2号、  
第3条の7第1項第3号及び第6項第2号、  
第6条第1項第2号、第6条の2第1項第2号、  
第6条の4第1項第2号、第6条の5第1項第2号並びに第6条の6第1項第2号

有価証券報告書等又は有価証券上場規程施行規則第423条第1項の規定により提出される株券等の分布状況表等、同第1230条第5項第3号の規定により提出される上場不動産投資信託証券の分布状況表等、同第1327条第3項第3号の規定により提出される上場ベンチャーファンドの分布状況表等若しくは同第1531条第5項第3号の規定により提出される上場インフラファンドの分布状況表等

(2) 第2条第1項第2号、第2条の2第1項第2号、第2条の7第1項第2号、第3条第1項第4号及び第5号、第3条の2第1項第4号及び第5号並びに第3条の7第1項第5号及び第6号

有価証券報告書等

(3) 第3条第4項第2号、第3条の2第5項第2号、第3条の5第4項第2号及び第3条の7第5項第2号

有価証券上場規程施行規則第205条第1号aの(c)の規定により提出される「新規上場申請日以後における株券等の分布状況に関する予定書」等、同第1202条第3項第1号bの規定により提出される「新規上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」、同第1302条第4項第1号bの規定により提出される「新規上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」又は同第1502条第3項第1号bの規定に

第3条の5第1項第3号及び第5項第2号、  
第3条の6第1項第3号及び第4項第2号、  
第6条第1項第2号、第6条の2第1項第2号、  
第6条の4第1項第2号並びに第6条の5第1項第2号

有価証券報告書等又は有価証券上場規程施行規則第423条第1項の規定により提出される株券等の分布状況表等、同第1230条第5項第3号の規定により提出される上場不動産投資信託証券の分布状況表等若しくは同第1327条第3項第3号の規定により提出される上場ベンチャーファンドの分布状況表等

(2) 第2条第1項第2号、第2条の2第1項第2号、第3条第1項第4号及び第5号並びに第3条の2第1項第4号及び第5号

有価証券報告書等

(3) 第3条第4項第2号、第3条の2第5項第2号及び第3条の5第4項第2号

有価証券上場規程施行規則第205条第1号aの(c)の規定により提出される「新規上場申請日以後における株券等の分布状況に関する予定書」等、同第1202条第3項第1号bの規定により提出される「新規上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」若しくは同第1302条第4項第1号bの規定により提出される「新規上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」

より提出される「新規上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」

(当取引所が定める上場の態様)

第10条 規程第15条に規定する当取引所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド又はインフラファンドが第2条第3項、第2条の2第3項、第2条の5第2項又は第2条の7第3項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド又はインフラファンドが、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

(3) 株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、カントリーファンド又はインフラファンドが第2条第5項、第2条の2第4項、第2条の5第3項、第2条の6第2項又は第2条の7第4項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、カントリーファンド又はインフラファンドが、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

付 則

この改正規定は、平成27年4月30日から施行する。

別表第6 (第3条の7第1項関係)

読み替え る有価証	読み替え られる字	読み替え る字句
--------------	--------------	-------------

(当取引所が定める上場の態様)

第10条 規程第15条第1項に規定する当取引所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 株券等、不動産投資信託証券又はベンチャーファンドが第2条第2項、第2条の2第2項又は第2条の5第2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券、不動産投資信託証券又はベンチャーファンドが、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

(3) 株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド又はカントリーファンドが第2条第4項、第2条の2第3項、第2条の5第3項又は第2条の6第2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド又はカントリーファンドが、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

(新設)

券上場規 程施行規 則の規定	句	
第 212 条第 1 項 第 4 号	株主 当該基準 日等	受益者又 は投資主 最近の基 準日
第 212 条第 1 項 第 4 号及 び第 8 号	株主数 流通株式 の数 直前の基 準日等 株券等 新規上場 申請者	受益者数 又は投資 主数 受益権口 数又は投 資口口数 最近の基 準日 インフラ ファンド 上場イン フラファ ンドの發 行者
第 212 条第 1 項 第 8 号	株券等の 分布状況 表	インフラ ファンド の分布状 況表

別表第 7 (第 6 条第 1 項関係)  
(略)

別表第 8 (第 6 条の 2 第 1 項関係)  
(略)

別表第 9 (第 6 条の 4 第 1 項関係)

別表第 6 (第 6 条第 1 項関係)  
(略)

別表第 7 (第 6 条の 2 第 1 項関係)  
(略)

別表第 8 (第 6 条の 4 第 1 項関係)

(略)

別表第10 (第6条の5第1項関係)  
(略)

読み替え		
る有価証	読み替え	読み替え
券上場規	られる字	る字句
程施行規	句	
則の規定		
第311	株主数	受益者数
条第1項		又は投資
第1号e		主数
	株券等	インフラ
		ファンド
	上場会社	インフラ
		ファンド
		の発行者
	株主	受益者又
		は投資主

(略)

別表第9 (第6条の5第1項関係)  
(略)

(新設)

別表第12 (第7条関係)  
(略)

別表第13 (第7条の2第1項関係)  
(略)

別表第14 (第7条の3第1項関係)  
(略)

別表第15 (第7条の4第1項関係)  
(略)

別表第16 (第7条の5第1項関係)

別表第10 (第7条関係)  
(略)

別表第11 (第7条の2第1項関係)  
(略)

別表第12 (第7条の3第1項関係)  
(略)

別表第13 (第7条の4第1項関係)  
(略)

(新設)

読み替え		
る有価証	読み替え	読み替え
券上場規	られる字	る字句
程施行規	句	
則の規定		
第 3 1 1	株券等	インフラ
条第 1 項		ファンド
第 1 号 f 、		
g 、 h 及び		
j		
第 3 1 1	上場会社	上場イン
条第 1 項		フラファ
第 1 号 f 、		ンドの発
g 及び j		行者
第 3 1 1	2,000	1,200
条第 1 項	人	人
第 1 号 f		
及び h		
第 3 1 1	株主数	受益者数
条第 1 項		又は投資
第 1 号 f 、		主数
h 及び j		
第 3 1 1	1 万単位	2 万口
条第 1 項		
第 1 号 g		
第 3 1 1	流通株式	上場受益
条第 1 項	の数	権口数又
第 1 号 g		は上場投
及び j		資口口数
	流通株式	受益権口
		又は投資
		口
第 3 1 1	株式分割	受益権の
条第 1 項	(同時に	分割又は
第 1 号 h	単元株式	投資口の

	数の多い	分割
	数への変	
	更を行つ	
	ている場	
	合には、実	
	質的に株	
	式分割が	
	行われた	
	と認めら	
	れるもの	
	に限る。)	
	1 単位	1 口
	株主	受益者又 は投資主
第 3 1 1	株券等の	インフラ
条第 1 項	分布状況	ファンド
第 1 号 j	表	の分布状 況表

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1編～第5編 (略)	第1編～第5編 (略)
第6編 ファンド	第6編 ファンド
第1章～第4章 (略)	第1章～第4章 (略)
<u>第5章 インフラファンド (第1501条—第1542条)</u>	(新設)
付則	付則
別添 (略)	別添 (略)
別添様式 (別記第1—1号様式— <u>第5—8号様式</u> )	別添様式 (別記第1—1号様式— <u>第5—6号様式</u> )
(第6編における定義)	(第6編における定義)
第1201条 この編において、「 <u>インフラ関連有価証券</u> 」、「 <u>インフラ資産</u> 」、「 <u>インフラ資産等</u> 」、「 <u>インフラ投資資産</u> 」、「 <u>インフラファンド</u> 」、「 <u>運用資産等</u> 」、「 <u>オペレーター</u> 」、「 <u>外国インフラファンド</u> 」、「 <u>外国インフラファンド信託受益証券</u> 」、「 <u>カントリーファンド</u> 」、「 <u>管理会社</u> 」、「 <u>自己投資口</u> 」、「 <u>上場インフラファンド</u> 」、「 <u>上場外国インフラファンド</u> 」、「 <u>上場外国インフラファンド信託受益証券</u> 」、「 <u>上場カントリーファンド</u> 」、「 <u>上場後5年以内の株券等</u> 」、「 <u>上場内国インフラファンド</u> 」、「 <u>上場不動産投資信託証券</u> 」、「 <u>上場ベンチャーファンド</u> 」、「 <u>信託会社等</u> 」、「 <u>信託受託者</u> 」、「 <u>新投資口予約権証券</u> 」、「 <u>適性インフラ投資資産</u> 」、「 <u>内国インフラファンド</u> 」、「 <u>不動産関連資産</u> 」、「 <u>不動産等</u> 」、「 <u>不動産投資信託証券</u> 」、「 <u>ベンチャーファンド</u> 」、「 <u>未公開株等</u> 」、「 <u>未公開株等関連資産</u> 」、「 <u>未公開株等評価機関</u> 」及び「 <u>流動資産等</u> 」とは、それぞれ規程第1201条に規定する運用資産等、カントリーファンド、自己投資口、上場カントリーファンド、上場後5年以内の株券等、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、信託会社等、新投資口予約権証券、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、未公開株等、未公開株等関連資産、未公開株等評価機関及び流動資産等をいう。	

それぞれ規程第1201条に規定するインフラ関連有価証券、インフラ資産、インフラ資産等、インフラ投資資産、インフラファンド、運用資産等、オペレーター、外国インフラファンド、外国インフラファンド信託受益証券、カントリーファンド、管理会社、自己投資口、上場インフラファンド、上場外国インフラファンド、上場外国インフラファンド信託受益証券、上場カントリーファンド、上場後5年以内の株券等、上場内国インフラファンド、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、信託会社等、信託受託者、新投資口予約権証券、適性インフラ投資資産、内国インフラファンド、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、未公開株等、未公開株等関連資産、未公開株等評価機関及び流動資産等をいう。

2 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) • (2) (略)  
(3) 公募 規程第1208条、規程第1308条又は規程第1508条に規定する公募をいう。

3 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 上場前の公募等 新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券、ベンチャーファンド又は内国インフラファンドの公募又は売出し  
(上場審査について規程第1207条、第1307条又は1507条の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券又はベンチャーファンドの

2 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) • (2) (略)  
(3) 公募 規程第1208条又は規程第1308条に規定する公募をいう。

3 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 上場前の公募等 新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券又はベンチャーファンドの公募又は売出し (上場審査について規程第1207条又は第1307条の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券又はベンチャーファンドの

投資信託証券、ベンチャーファンド又は内国インフラファンドの公募又は売出しを除く。) 及び投資法人の設立 (設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券、ベンチャーファンド及び内国インフラファンドの新規上場申請を行う場合に限る。) の際に行われる公募をいう。

(2) ブック・ビルディング この編第2章、第3章及び第5章の規定に定めるところにより行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査をいう。

(3)・(4) (略)

(5) 預託口数 指定振替機関に預託されている外国インフラファンドの数量をいう。

(6) インフラ投資資産の収益継続性に係る意見書 インフラ投資資産について、将来の収益状況が安定的であると見込まれることを記載したインフラ投資資産に係る専門的知識を有する者が作成した意見書をいう。

(7) インフラ投資資産の収益性に係る意見書 次のa及びbに掲げる事項を記載したインフラ投資資産に係る専門的知識を有する者が作成した意見書をいう。

a インフラ投資資産について、新規上場申請日又は運用資産等に係る資産の取得日から6か月以内に収益が計上される見込みであること。

b インフラ投資資産について、将来の利益計上が見込まれること。

4 規程第1201条第1号の2cに規定する施行規則で定める資産とは、次の各号に掲げる資産のうち、公共的な性質を有するものをいう。

公募又は売出しを除く。) 及び投資法人の設立 (設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券及びベンチャーファンドの新規上場申請を行う場合に限る。) の際に行われる公募をいう。

(2) ブック・ビルディング この編第2章及び第3章の規定に定めるところにより行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査をいう。

(3)・(4) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- (1) エネルギー資源を海上輸送又は貯蔵するための船舶
- (2) ガス工作物
- (3) 空港
- (4) 下水道
- (5) 港湾施設
- (6) 水道
- (7) 石油精製設備
- (8) 石油貯蔵設備
- (9) 石油パイプライン
- (10) 鉄道施設
- (11) 鉄道車両
- (12) 電気工作物
- (13) 電気通信設備
- (14) 道路・自動車道
- (15) 熱供給施設
- (16) 無線設備

5 規程第1201条第1号の2eに規定する  
施行規則で定める資産とは、投資法人の計算  
に関する規則第37条第3項第2号に規定す  
る有形固定資産、同項第3号に規定する無形  
固定資産及び同項第4号に規定する投資その  
他の資産並びにこれらに類するものとして当  
取引所が適当と認めるものをいう。

6 規程第1201条第1号の6aに規定する  
施行規則で定める資産とは、投資法人の計算  
に関する規則第37条第3項第1号リに規定  
する資産及びこれらに類するものとして当取  
引所が適当と認める資産をいう。

7 規程第1201条第2号の2に規定する施  
行規則で定める者とは、次の各号に掲げる場  
合の区分に従い、当該各号に定める者をいう。

- (1) インフラ投資資産の保有者が当該資  
産の運営業務を行う場合

当該インフラ投資資産の保有者

(新設)

(新設)

(新設)

(2) インフラ投資資産の保有者が当該インフラ投資資産の運営業務を他者に委託している場合

当該インフラ投資資産の運営業務の受託者

(3) インフラ投資資産の保有者が当該インフラ投資資産を賃貸している場合で、当該インフラ投資資産を借り受けた者が当該インフラ投資資産の運営業務を行っている場合

当該インフラ投資資産を借り受けた者

(4) インフラ投資資産の保有者が当該インフラ投資資産を賃貸している場合で、当該インフラ投資資産を借り受けた者が、当該インフラ投資資産の運営業務を他者に委託している場合

当該インフラ投資資産の運営業務の受託者

8 規程第1201条第9号の4に規定する施行規則で定める要件とは、新規上場申請日若しくは新規上場申請日が属する月の前月末日又は運用資産等に係る資産の取得日若しくは当該取得日が属する月の前月末日において、運用資産等又は取得する運用資産等に係る資産のインフラ投資資産が次の各号に適合することをいう。

(1) 収益を計上して1年以上が経過していること。

(2) 直前決算期又は直前1年間において利益を計上していること。

9 (略)

10 (略)

(吸収合併により発行する投資証券の上場日)

第1227条 上場投資法人（上場不動産投資

(新設)

4 (略)

5 (略)

(吸収合併により発行する投資証券の上場日)

第1227条 上場投資法人（上場不動産投資

信託証券の発行者である投資法人をいう。以下この章において同じ。）が他の上場投資法人を吸収合併することにより発行する投資証券の上場日は、規程第1210条第3号の規定にかかわらず、吸収合併がその効力を生ずる日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

## 第5章 インフラファンド

### (上場契約書の様式)

第1501条 規程第1503条第1項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「インフラファンド上場契約書」は、内国インフラファンドにあっては別記第5—8号様式に、外国インフラファンドにあっては別記第5—9号様式に、外国インフラファンド信託受益証券にあっては別記第5—10号様式にそれぞれよるものとする。

### (有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1502条 規程第1504条第1項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」は次の各号に掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 内国インフラファンド 5—11号様式
- (2) 外国インフラファンド 5—12号様式
- (3) 外国インフラファンド信託受益証券 5—13号様式

2 規程第1504条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上

信託証券の発行者である投資法人をいう。以下同じ。）が他の上場投資法人を吸収合併することにより発行する投資証券の上場日は、規程第1210条第3号の規定にかかわらず、吸収合併がその効力を生ずる日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

(1) 投資証券に該当する内国インフラファン  
アンド

次の a から m までに掲げる書類

- a 当取引所所定の「インフラファンドの分布状況表」
- b 規程第 1505 条第 1 項第 2 号 a に適合するために必要なインフラ資産等を既に取得している旨又はそれを上場の時までに取得できる見込みである旨（インフラファンドの新規上場を申請しようとする者が第 1505 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を提出する場合は、上場後 3 か月以内に取得できる見込みである旨）を、幹事取引参加者が確約した書面
- c 規程第 1505 条第 1 項第 2 号 a 及び b の規定に基づく上場審査の対象となる運用資産等のインフラ投資資産について、インフラファンドの新規上場を申請しようとする者から独立した者が記載したインフラ投資資産の収益性に係る意見書（上場審査の対象となる運用資産等のインフラ投資資産が適性インフラ投資資産に該当する場合を除く。）
- d 規程第 1505 条第 1 項第 2 号 a 及び b の規定に基づく上場審査の対象となる運用資産等のインフラ投資資産について、インフラファンドの新規上場を申請しようとする者から独立した者が記載したインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書（上場審査の対象となる運用資産等のインフラ投資資産が再生可能エネルギー発電設備である場合であって、かつ、

適性インフラ投資資産に該当する場合を除く。)

e 規程第1505条第1項第2号cに規定する書面又は同cただし書きに規定する推薦書

f 当取引所所定の「インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書」

g 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

h 幹事取引参加者が作成した当取引所所定の「確認書」

i 当取引所所定の「資産の運用状況表」

j 当該投資法人の規約

k 当該投資法人が投資信託法第187条の登録を受けていることを証する書面の写し

l 規程第1505条第1項第2号1に規定する投資主名簿等管理人と投資主名簿等に関する事務の委託に係る契約を締結していることを証する書面

m 新規上場申請日の属する営業期間の初日以後に、新規上場申請銘柄の発行者である者が自己投資口取得決議（自己投資口の取得に係る投資信託法第80条の2第3項の規定による決議をいう。）、自己投資口処分決議又は自己投資口消却決議を行った場合には、当該決議を行った役員会の議事録の写し

(2) 受益証券に該当する内国インフラファンド

次のa及びbに掲げる書類

a 前号aからiまでに掲げる書類

b 当該投資信託の投資信託約款

(3) 外国投資証券に該当する外国インフラファンド又は外国投資証券に該当する外

国インフラファンドを受託有価証券とする  
外国インフラファンド信託受益証券

次の a から f までに掲げる書類

- a 第 1 号 a から j までに掲げる書類
- b 当該外国インフラファンド又は当該外  
国インフラファンド信託受益証券に係る  
受託有価証券である外国インフラファン  
ドの発行が適法であることについての法  
律専門家の法律意見書及び当該意見書に  
掲げられた関係法令の関係条文
- c 「有価証券新規上場申請書」に記載さ  
れた代表者が当該新規上場申請銘柄の上  
場に関し、正当な権限を有する者である  
ことを証する書類
- d 規程第 1516 条に基づき発行者等の  
代理人等を選定していること又は当該代  
理人等から受託する旨の内諾を得ている  
ことを証する書面
- e 当該外国インフラファンド又は当該外  
国インフラファンド信託受益証券に係る  
受託有価証券である外国インフラファン  
ドが発行された国の法令に基づき、当該  
インフラファンド又は当該外国インフラ  
ファンド信託受益証券に係る受託有価証  
券である外国インフラファンドの発行に  
ついて承認、認可、許可、届出又はこれ  
らに相当するものが行われている旨を証  
する書面の写し
- f 新規上場申請銘柄が外国インフラファ  
ンド信託受益証券である場合には、次の  
( a ) 及び ( b ) に掲げる書類
  - ( a ) 規程第 1505 条第 3 項第 7 号  
に規定する預託契約等その他の契約を  
証する書面の写し
  - ( b ) 新規上場申請に係る外国インフ

ラファンド信託受益証券に関する預託機関等が、当該外国インフラファンド信託受益証券の上場後において次のイ及びロに掲げる内容について当該イ又はロに定めるところにより当取引所に通知する旨について同意していることを証する書面の写し

イ 当該外国インフラファンド信託受益証券の受託有価証券である外国インフラファンドにつき金銭の分配若しくは収益の分配又はその他の権利が付与された場合において、当該預託機関等が当該外国インフラファンド信託受益証券に関する当該権利の処理について決定を行ったときの当該決定の内容 当該決定後直ちに  
ロ 新規上場申請者の各四半期の末日における当該外国インフラファンド信託受益証券の発行数 当該四半期終了後遅滞なく

(4) 外国投資信託受益証券に該当する外国インフラファンド又は外国投資信託受益証券に該当する外国インフラファンドを受託有価証券とする外国インフラファンド信託受益証券

次の a から c までに掲げる書類

- a 第 1 号 a から i までに掲げる書類
- b 第 2 号 b に掲げる書類
- c 前号 b から f までに掲げる書類

3 前項第 1 号の規定にかかわらず、規程第 1 507 条第 1 項の規定の適用を受ける投資証券に該当する内国インフラファンドにあっては、規程第 1504 条第 2 項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

(1) 規程第1507条第1項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合

次のa及びbに掲げる書類

- a 前項第1号bからdまで及びfから1までに掲げる書類
- b 上場後最初に終了する営業期間の末日までの間における投資口の分布状況の見込みを記載した当取引所所定の「新規上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」

(2) 規程第1507条第1項第2号の規定の適用を受ける場合

次のa及びbに掲げる書類

- a 前項第1号fから1までに掲げる書類
- b 前号bに掲げる書類

(新規上場申請に係る提出書類)

第1503条 規程第1504条第4項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に定める書類をいう。

(1) 新規上場申請日の直前営業期間又は直前計算期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合

次のaからdまでに掲げる書類の写し各2部（bに掲げる書類の写しについては1部）

- a 有価証券届出書
- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
- d 届出目論見書及び届出仮目論見書

(2) 新規上場申請日の直前営業期間又は

(新設)

直前計算期間の末日の 1 年前の日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に次の a 又は b に掲げる書類を提出した場合

a 有価証券報告書（訂正報告書を含む。）

及びその添付書類

b 半期報告書（訂正報告書を含む。）

その写し各 2 部

(3) 新規上場申請に係る募集又は売出しを行った場合

当取引所所定の「募集又は売出実施通知書」

2 前項第 3 号に掲げる場合における同号に定める書類の提出は、上場の時までに行えば足りるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第 1504 条 規程第 1504 条第 6 項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第 1502 条第 2 項第 1 号 f (同項第 2 号 a、第 3 号 a 若しくは第 4 号 a 又は第 3 項第 1 号 a 若しくは第 2 号 a による場合を含む。) に掲げる報告書

(2) 第 1502 条第 2 項第 1 号 i (同項第 2 号 a、第 3 号 a 若しくは第 4 号 a 又は第 3 項第 1 号 a 若しくは第 2 号 a による場合を含む。) に掲げる書類

(3) 第 1502 条第 2 項第 1 号 j (同項第 3 号 a 又は同条第 3 項第 1 号 a 若しくは第 2 号 a による場合を含む。) 又は同項第 2 号 b (同項第 4 号 b による場合を含む。) に掲げる書類

(4) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類

(新設)

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1505条 規程第1505条第1項第2号  
に規定するインフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の合計額、運用資産等の総額、純資産総額並びに資産総額の算定において使用する各資産の額は、直前営業期間又は直前計算期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額（投資証券（外国投資証券又は外国インフラファンド信託受益証券の受託有価証券である外国投資証券を含む。）の発行者の設立後最初の営業期間又は投資信託受益証券（外国投資信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の受託有価証券である外国投資信託受益証券を含む。）の信託契約期間の開始日後最初の計算期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額）によるものとする。

2 規程第1505条第1項第2号aに規定する70%以上となる見込みのあることとは、新規上場申請時において70%以上あることをいう。ただし、インフラファンドの新規上場を申請した者が次の各号に掲げる書類を上場承認時までに提出した場合は、上場後3か月以内に70%以上となる見込みがあることをいう。

- (1) 取得するインフラ資産等の情報についての記載がなされた有価証券届出書
- (2) 取得するインフラ資産等に係る売買契約書等の写し

3 規程第1505条第1項第2号cに規定する適時開示に係る助言契約には、金融商品取引業者は、インフラファンドの新規上場を申請した者から要求があった場合に、当該インフラファンドに関する情報の適時開示につい

(新設)

て助言及び指導を行う旨その他の内容を記載することとする。

4 規程第1505条第1項第2号dに規定する上場投資口口数については、上場日において見込まれる上場申請に係る投資口口数からインフラファンドの新規上場を申請した者が所有する自己投資口口数（自己投資口処分決議を行った場合においては、上場日までの間において処分する投資口口数を除く。）を減じた投資口口数を上場投資口口数とみなして審査を行うものとする。

5 規程第1505条第1項第2号eに規定する純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した額とする。

6 規程第1505条第1項第2号iの（b）に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

（1）監査報告書（最近1年間に終了する営業期間又は計算期間の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、インフラファンドの新規上場を申請した者の責めに帰すべからざる事由によるものであるとき。

（2）その他当取引所が適当と認める場合

7 規程第1505条第1項第2号1に規定する施行規則で定めるものは、第212条第8項各号に規定するものをいう。

8 規程第1505条第2項第2号及び同条第3項第2号の規定の適用に当たっては、原則として、新規上場申請日の直前営業期間又は直前計算期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は新規上

場申請日の直前事業年度の末日における同中  
値により、純資産総額及び資産総額の本邦通  
貨への換算を行うものとする。

9 規程第1505条第3項第7号に規定する  
新規上場申請銘柄に関する預託契約等その他の  
の契約が締結されるものであることとは、当  
該預託契約等が当該外国インフラファンド信  
託受益証券に係る預託機関等及び当該外国イ  
ンフラファンド信託受益証券の所有者の間で  
締結されるものであり、かつ、当該外国イン  
フラファンド信託受益証券に係る管理会社が  
当該預託機関等との間において当取引所が適  
当と認める契約を締結していることをいう。

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第1506条 規程第1508条に規定する内  
国インフラファンドの新規上場申請日から上  
場日の前日までの期間に行われる公募又は売  
出し及び投資法人の設立の際に行われる公募  
並びに上場前に行われる内国インフラファン  
ドの発行については、この条から第1525  
条までに定めるところによる。

(投資法人の設立の際に行う公募に関する通  
知)

第1507条 投資法人の設立（設立後速やか  
にその発行する内国インフラファンドの新規  
上場申請を行う場合に限る。）の際に公募を  
行おうとする場合は、当該投資法人の設立企  
画人及び元引受取引参加者は、あらかじめ、  
当取引所にその旨を通知するものとする。

(公募又は売出しの予定を記載した書面の提  
出)

第1508条 上場前の公募等については、新

(新設)

(新設)

(新設)

規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者（投資法人の設立の際に行われる公募にあっては、設立企画人をいう。以下同じ。）及び当該上場前の公募等に関する元引受取引参加者は、新規上場申請後（投資法人の設立の際に行われる公募にあっては、前条の規定による通知後）遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を当取引所に提出するものとし、当該書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなして第1506条、前条、次項及び次条から第1525条までの規定を適用する。

2 当取引所が「公募又は売出しの予定を記載した書面」を検討し、当該書面の内容を不適当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。

（上場前の公募等の手続）

第1509条 上場前の公募等については、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングの手続を行うものとする。

（新設）

(公開価格の決定)

第1510条 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、上場日までの期間における有価証券の相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、公開価格を決定するものとする。

2 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者及び元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格を決定した場合には、直ちに当取引所が適当と認める方法により当該公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(上場前の公募等に係る配分)

第1511条 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づき配分を行うものとする。

2 元引受取引参加者は、当取引所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当取引所が必要と認める場合には、当該指針の内容を当取引所に通知するものとする。

(公募又は売出実施通知書等の提出)

第1512条 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了後、遅滞なく当該上場前の公募等に係る公開価格の決定及び配分が適正に行われた旨を記載した当取引所所定の「公募又は売出実施通知書」を当取引所に提出するとともに、当該上場前の公募等の内容

(新設)

(新設)

(新設)

を新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者に通知するものとする。

2 前項に規定する遅滞なくとは、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までをいう。

3 第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して当取引所に提出することができるものとする。

4 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係る内国インフラファンドの取得者の住所、氏名及び投資口又は受益権の口数等についての記録を保存するものとし、当該記録につき、当取引所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

5 第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」及び前項の規定により当取引所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

(非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第1513条 上場前の公募等について非取引参加者金融商品取引業者等が元引受契約等を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、当該非取引参加者金融商品取引業者等と第1506条から前条まで及び次条から1525条までの趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとす

(新設)

る。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、当該契約の締結について非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第1514条 当取引所は、第1512条第1項に規定する書類又は同条第4項若しくは第1518条第3項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者又は元引受取引参加者が第1506条から前条まで及び次条から1525条までの規定に基づき当取引所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、新規上場申請の不受理又は受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

2 前項に規定する必要な措置には、第1511条第1項に規定する指針によらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含む。

(ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定)

第1515条 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る投資者の需要状況を適正に把握するため、ブック・ビルディングの方法に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づきブック・ビルディングを行うものとする。

2 元引受取引参加者は、当取引所が適当と認

(新設)

(新設)

める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当該指針の内容を当取引所に通知するものとする。

(公開価格に係る仮条件の決定等)

第1516条 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングを行う場合には、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件（投資者の需要状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいう。）を決定するものとする。

2 元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに当取引所が適当と認める方法により当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(需要状況の調査に含めてはならない需要)

第1517条 元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握すべき需要状況に、次の各号に掲げる需要その他の上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要を含めてはならない。

(1) 投資者の計算によらないことが明らかな需要

(2) 一の投資者の計算による需要が重複して取り扱われる場合の当該重複する需要

(新設)

(新設)

(需要状況の調査の記録の保存等)

- 第1518条 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存するものとする。
- 2 元引受取引参加者のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況すべてを集約した結果についての記録を保存するものとする。
- 3 元引受取引参加者は、前2項の記録につき、当取引所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。
- 4 前項の規定により当取引所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

(新設)

(インフラファンドの発行に関する規制)

- 第1519条 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者が、新規上場申請日の6か月前の日以後において内国インフラファンドを発行している場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、当該内国インフラファンドの割当てを受けた者（信託設定時又は投資法人設立時の取得者を含む。以下同じ。）との間で、書面により当該内国インフラファンドの継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものと

(新設)

し、当該書面を、新規上場申請日前に内国インフラファンドの発行を行っている場合は新規上場申請日に、新規上場申請日以後に内国インフラファンドの発行を行っている場合は当該内国インフラファンドの発行後遅滞なく（当取引所が上場を承認する日の前日までに）、提出するものとする。

2 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

3 第1項に規定する内国インフラファンドを発行しているかどうかの認定は、払込期日又は払込期間の最終日を基準として行うものとする。

4 第1項に規定する当該内国インフラファンドの継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当てを受けた者は、割当てを受けた内国インフラファンド（以下「割当インフラファンド」という。）を、原則として、前項に規定する日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において前項に規定する日以後1年間を経過していない場合には、同項に規定する日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当インフラファンドのうち投資証券について投資口の分割が行われたときは、取得投資口についても同日まで所有すること。

(2) 割当てを受けた者は、割当インフラ

ファンド又は取得投資口の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請銘柄の発行者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請銘柄の発行者にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、割当てを受けた者が割当インフラファンド又は取得投資口の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、投資口又は受益権の口数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が新規上場申請日前に行われたときには新規上場申請のときに、新規上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

(4) 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、割当インフラファンド又は取得投資口の所有状況に關し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当てを受けた者に対し割当インフラファンド又は取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当インフラファンド又は取得投資口の所有状況を当取引所に報告すること。

(5) 割当てを受けた者は、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者から前号に規定する割当インフラファンド又は取得投資口の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請銘柄の発行者に報告すること。

(6) 割当てを受けた者は、第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当インフラファンド又は取得投資口の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆

縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他当取引所が必要と認める事項

(内国インフラファンドの所有に関する規制)

第1520条 割当てを受けた者が、前条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められる場合は、この限りでない。

(1) 割当てを受けた者がその経営の著しい不振により割当インフラファンド又は取得投資口の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

2 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、割当てを受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該インフラファンドの譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。この場合において、当該書面は、当該割当インフラファンド又は取得投資口の譲渡が新規上場申請日前に行われた場合には新規上場申請日に、新規上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとする。

3 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、割当てを受けた者の当該インフラファンドの所有状況に関して当取引所から照会を受けた場合には、当該インフラファンドの所有状況に係る報告を当取引所に行

(新設)

うものとする。

4 前項の報告は、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者が必要に応じて割当てを受けた者に対し割当インフラファンド又は取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく当取引所に報告するものとする。

5 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、上場内国インフラファンドの発行者となった後においても、確約に定める期間内にあっては、第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(新投資口予約権無償割当てに関する規制)

第1521条 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者が、新規上場申請日の6か月前の日以後において新投資口予約権無償割当てを行っている場合には、当該新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、当該新投資口予約権無償割当てを受けた者との間で、書面により当該新投資口予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を、新規上場申請日前に新投資口予約権無償割当てを行っている場合は新規上場申請日に、新規上場申請日以後に新投資口予約権無償割当てを行っている場合は新投資口予約権の無償割当てがその効力を生ずる日から遅滞なく（当取引所が上場を承認する日の前日までに）、提出するものとする。

2 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者が、前項の規定に基づく書面の

(新設)

提出を行わないときは、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

3 第1項に規定する新投資口予約権無償割当てを行っているかどうかの認定は、新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日を基準として行うものとする。

4 第1項に規定する当該新投資口予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、割当新投資口予約権を、原則として、第1項に規定する日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において前項に規定する日以後1年間を経過していない場合には、同項に規定する日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当新投資口予約権に係る取得投資口についても当該経過する日まで所有すること。

(2) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、新投資口予約権無償割当てを受けた者が割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口

の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、投資口の口数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が新規上場申請日前に行われたときには新規上場申請のときに、新規上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

(4) 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて新投資口無償割当てを受けた者に対し割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況を当取引所に報告すること。

(5) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者から前号に規定する割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者に報告すること。

(6) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(新投資口予約権の所有に関する規制)

第1522条 新投資口予約権無償割当てを受けた者が、前条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められる場合は、この限りでない。

(新設)

(1) 割当てを受けた者がその経営の著しい不振により割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

2 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、新投資口予約権無償割当てを受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。この場合において、当該書面は、当該割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡が新規上場申請日前に行われた場合には新規上場申請日に、新規上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとする。

3 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、新投資口予約権無償割当てを受けた者の割当新投資口予約権の所有状況に関して当取引所から照会を受けた場合には、当該割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る

報告を当取引所に行うものとする。

4 前項の報告は、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者が必要に応じて新投資口予約権無償割当てを受けた者に対し割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく当取引所に報告するものとする。

5 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、上場内国インフラファンドの発行者となった後においても、確約に定める期間内にあっては、第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(インフラファンドの発行等の状況に関する記載)

第1523条 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、新規上場申請日の6か月前の日から上場日の前日までの期間において内国インフラファンドの発行等（内国インフラファンドの発行又は新投資口予約権の無償割当てを行うことをいう。この条及び次条において同じ。）を行っている場合には、当該発行の状況を記載した書面を、新規上場申請日前に内国インフラファンドの発行等を行っている場合は新規上場申請日に、新規上場申請日以後に内国インフラファンドの発行等を行っている場合は当該内国インフラファンドの発行後又は新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日以後遅滞なく（当取引所が上場を承認する日の前日までに）、提出するものとする。

(新設)

(インフラファンドの発行等の状況に関する記録の保存等)

第1524条 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、上場日から5年間、前条の規定に基づき当取引所に提出した書面の記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事取引参加者は、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者が当該記録を把握し、かつ、保存することが可能な状況にあることを確認するものとする。

(新設)

2 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、前項の記録につき、当取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならない。

3 当取引所は、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者が前項の提出請求に応じない場合は、当該新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができる。

4 当取引所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づくインフラファンドの発行等の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

5 新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、上場した後においても、上場日から5年間は、前各項の規定の適用を受けるものとする。

(上場前の公募等に関する解釈等)

第1525条 第1519条から前条までの規定は、名義のいかんを問わずその計算が実質

(新設)

的に帰属する者について適用する。

(発行日決済取引による上場基準)

第1526条 規程第1510条第1号に規定する施行規則で定めるものとは、有償受益者割当てにより新たに発行される受益証券のうち、次の各号に掲げる条件に適合するものをいう。

(1) 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること。

(2) 受益権口数が4,000口以上であること。

(3) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

(新設)

(上場内国インフラファンドと権利関係を異にするインフラファンドの上場基準)

第1527条 規程第1510条第2号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる基準をいう。

(1) 投資口口数又は受益権口数が2,000口以上であること。

(2) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

(3) 上場内国インフラファンドと権利関係が同一となると見込まれること。

(新設)

(吸収合併により発行する投資証券の上場日)

第1528条 上場投資法人（上場インフラファンドの発行者である投資法人をいう。以下この章において同じ。）が他の上場投資法人を吸収合併することにより発行する投資証券の上場日は、規程第1510条第3号の規定にかかわらず、吸収合併がその効力を生ずる

(新設)

日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

(新投資口予約権証券の上場基準)

第1529条 規程第1511条第1項第1号

に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 新投資口予約権無償割当てにより発行されるものであること。
- (2) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。
- (3) 新投資口予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

2 上場投資法人は、規程第1511条第1項第2号に規定する手続きが実施されている場合には、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める書面を提出するものとする。

- (1) 規程第1511条第1項第2号aに規定する手続きが実施されている場合  
取引参加者が作成した当取引所所定の「投資口の発行の合理性に係る審査結果を記載した書面」
- (2) 規程第1511条第1項第2号bに規定する手続きが実施されている場合  
当取引所所定の「投資主の意思確認の結果について記載した書面」

3 規程第1511条第2項に規定する「確約書」は別記第5—7号様式によるものとする。

4 新投資口予約権証券の上場期間は、行使期間の初日以後の日であって当取引所が定める日から、当該新投資口予約権の行使期間満了

(新設)

の日前日の日であって当取引所が定める日まで  
とする。

(上場インフラファンドに関する情報の開示の  
取扱い)

第1530条 規程第1513条第2項第1号  
及び第2号並びに同条第4項に定める施行規  
則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項  
の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。  
この場合において、第1505条第1項の規  
定は、第16号に規定する譲渡対象資産の価  
格並びに第2号、第3号、第6号及び第19  
号に規定する純資産総額の算定において使用  
する各資産の額について、同条第5項の規定  
は、第2号、第3号、第6号及び第19号に  
規定する純資産総額について、それぞれ準用  
する。

(1) 規程第1513条第2項第1号aの  
(e) 及び同項第2号aの (d) に掲げる  
事項

規約及び投資信託約款の変更理由が次の  
aからcまでのいずれかに該当すること。  
a 法令 (外国の法令を含む。以下この章  
において同じ。) の改正等に伴う記載表  
現のみの変更

b 本店所在地の変更

c その他投資者の投資判断に及ぼす影響  
が軽微なものとして当取引所が認める理  
由

(2) 規程第1513条第2項第1号bの  
(h) に掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれ  
にも該当すること。

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過  
程で生じた損害の額が当該投資法人又は

(新設)

当該外国投資法人（以下「当該投資法人等」という。）の直前営業期間の末日における純資産総額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

b 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該投資法人等の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該投資法人等の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（3） 規程第1513条第2項第1号bの（i）に掲げる事項

a 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が当該投資法人等の直前営業期間の末日における純資産総額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人等の営業収益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若し

くは一部が裁判によらずに完結したこと  
をいう。以下この号及び第14号において同じ。)の場合又は前aに掲げる基準  
に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一  
部が裁判によらずに完結した場合であつ  
て、次の(a)から(d)までに掲げる  
もののいずれにも該当すること。

(a) 判決等により当該投資法人等の  
給付する財産の額が当該投資法人等の  
直前営業期間の末日における純資産総  
額の100分の3に相当する額未満で  
あると見込まれること。

(b) 判決等の日の属する営業期間開  
始の日から3年以内に開始する各営業  
期間においていずれも当該判決等によ  
る当該投資法人等の営業収益の減少額  
が当該投資法人等の直前営業期間の営  
業収益の100分の10に相当する額  
未満であると見込まれること。

(c) 判決等の日の属する営業期間開  
始の日から3年以内に開始する各営業  
期間においていずれも当該判決等によ  
る当該投資法人等の経常利益の減少額  
が当該投資法人等の直前営業期間の経  
常利益の100分の30に相当する額  
未満であると見込まれること。

(d) 判決等の日の属する営業期間開  
始の日から3年以内に開始する各営業  
期間においていずれも当該判決等によ  
る当該投資法人等の当期純利益の減少  
額が当該投資法人等の直前営業期間の  
当期純利益の100分の30に相当す  
る額未満であると見込まれること。

(4) 規程第1513条第2項第1号bの  
(j)に掲げる事項

- a 仮処分命令の申立てがなされた場合  
当該仮処分命令が当該申立て後直ちに  
申立てのとおり発せられたとした場合、  
当該申立ての日の属する営業期間開始の  
日から3年以内に開始する各営業期間に  
おいていずれも当該仮処分命令による当  
該投資法人等の営業収益の減少額が当該  
投資法人等の直前営業期間の営業収益の  
100分の10に相当する額未満である  
と見込まれること。
- b 仮処分命令の申立てについての裁判が  
あった場合又は当該申立てに係る手続の  
全部若しくは一部が裁判によらずに完結  
した場合  
前aに掲げる基準に該当する申立てに  
についての裁判等（申立てについて裁判が  
あったこと又は当該申立てに係る手続の  
全部若しくは一部が裁判によらずに完結  
したことをいう。以下この号及び第15  
号において同じ。）の場合又は前aに掲  
げる基準に該当しない申立てに係る手続  
の一部が裁判によらずに完結した場合で  
あって、次の（a）から（c）までに掲  
げるもののいずれにも該当すること。
- （a）裁判等の日の属する営業期間開  
始の日から3年以内に開始する各営業  
期間においていずれも当該裁判等によ  
る当該投資法人等の営業収益の減少額  
が当該投資法人等の直前営業期間の営  
業収益の100分の10に相当する額  
未満であると見込まれること。
- （b）裁判等の日の属する営業期間開  
始の日から3年以内に開始する各営業  
期間においていずれも当該裁判等によ  
る当該投資法人等の経常利益の減少額

が当該投資法人等の直前営業期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 裁判等の日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人等の当期純利益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(5) 規程第 1513 条第 2 項第 1 号 b の (k) に掲げる事項

法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による当該投資法人等の営業収益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の営業収益の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(6) 規程第 1513 条第 2 項第 1 号 b の (n) に掲げる事項

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該投資法人等の直前営業期間の末日における純資産総額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。

b 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該投資法人等の直前営業期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償

権について債務の不履行のおそれのある額が当該投資法人等の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(7) 規程第1513条第2項第1号bの(o)に掲げる事項

取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該取引の停止による当該投資法人等の営業収益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(8) 規程第1513条第2項第1号bの(p)に掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額をいう。）が当該投資法人等の直前営業期間の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による経常利益の増加額が当該投資法人等の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による当期純利益の増加額が当該投資法人等の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(9) 規程第1513条第2項第1号bの  
(q)に掲げる事項

発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該資源による当該投資法人等の営業収益の増加額が当該投資法人等の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(10) 規程第1513条第2項第1号cの(e)に掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人等の営業収益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人等の経常利益の増加額又は減少額が当該投資法人等の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人等の当期純利益

の増加額又は減少額が当該投資法人等の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11) 規程第1513条第2項第1号cの(f)に掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該投資法人等から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人等の営業収益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 当該投資法人等から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人等の経常利益の増加額又は減少額が当該投資法人等の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 当該投資法人等から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人等の当期純利益の増加額又は減少額が当該投資法人等の直前営業期間の当期純利益の100分

の 3 0 に相当する額未満であると見込まれること。

(12) 規程第1513条第2項第1号cの(1)に掲げる事項

当該投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、新たな資産の運用であるものが開始されることとなる予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていずれも当該新たな資産の運用の開始による当該投資法人等の営業収益の増加額が当該投資法人等の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな資産の運用の開始のために特別に支出する額の合計額が当該投資法人等の直前営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(13) 規程第1513条第2項第1号cの(m)及び同項第2号aの(m)に掲げる事項

当該管理会社が法令に基づき行政庁に対して行う届出のうち、当取引所が定めるもの

(14) 規程第1513条第2項第1号dの(f)に掲げる事項

a 訴えが提起された場合

当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する当該投資法人等の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人等の営業収益の減少額が当

該投資法人等の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の（a）から（c）までに掲げるもののいずれにも該当すること。

（a） 判決等の日の属する当該投資法人等の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人等の営業収益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

（b） 判決等の日の属する当該投資法人等の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人等の経常利益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（c） 判決等の日の属する当該投資法人等の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人等の当期純利益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する

額未満であると見込まれること。

(15) 規程第1513条第2項第1号d

の(g)に掲げる事項

a 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する当該投資法人等の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間において、いずれも当該仮処分命令による当該投資法人等の営業収益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 裁判等の日の属する当該投資法人等の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間において、いずれも当該裁判等による当該投資法人等の営業収益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 裁判等の日の属する当該投資法人等の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期

間においていざれも当該裁判等による当該投資法人等の経常利益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 裁判等の日の属する当該投資法人等の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人等の各営業期間においていざれも当該裁判等による当該投資法人等の当期純利益の減少額が当該投資法人等の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(16) 規程第1513条第4項第1号aに掲げる事項

次のa又はbに掲げる基準

a 譲渡する場合にあっては、直前営業期間又は直前計算期間の末日における譲渡対象資産の価格が5,000万円未満であること。

b 取得する場合にあっては、取得対象資産の取得価格が5,000万円未満であると見込まれること。

(17) 規程第1513条第4項第1号bに掲げる事項

a 貸借する場合

次の(a)から(c)までに掲げるもののいざれにも該当すること。

(a) 貸借が行われることとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間（当該計算期間が6か月の場合は各特定計算期間（1の特定計算期間（連続する2計算期間をいう。）

の末日の翌日に開始するものに限る。)をいう。以下この号から第22号までにおいて同じ。)においていずれも当該貸借が行われることによる当該上場インフラファンドに係るファンドの営業収益の増加額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益(当該計算期間が6か月の場合は直前2計算期間の営業収益の合計額をいう。以下この号及び次号並びに第20号から第22号までにおいて同じ。)の100分の5に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 貸借が行われることとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が行われることによる当該上場インフラファンドに係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益(当該計算期間が6か月の場合は直前2計算期間の経常利益の合計額をいう。以下この号から第22号までにおいて同じ。)の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 貸借が行われることとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借

が行われることによる当該上場インフラファンドに係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益（当該計算期間が 6 か月の場合は直前 2 計算期間の当期純利益の合計額をいう。以下この号から第 2 2 号までにおいて同じ。）の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

b 貸借を解消する場合

次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場インフラファンドに係るファンドの営業収益の減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益の 100 分の 5 に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該インフラファンドに係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業

期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場インフラファンドに係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(18) 規程第 1513 条第 4 項第 1 号 c に掲げる事項

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a インフラ投資資産の運営に係る契約を締結又は終了することとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該インフラ投資資産の運営に係る契約の締結又は終了による当該上場インフラファンドに係るファンドの営業収益の減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益の 100 分の 5 に相当する額未満であると見込まれること。

b インフラ投資資産の運営に係る契約を締結又は終了することとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期

間又は計算期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該インフラ投資資産の運営に係る契約の締結又は終了による当該上場インフラファンドに係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

c インフラ投資資産の運営に係る契約を締結又は終了することとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該インフラ投資資産の運営に係る契約の締結又は終了による当該上場インフラファンドに係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(19) 規程第 1513 条第 4 項第 2 号 a に掲げる事項

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間又は直前計算期間の末日における純資産総額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。

b 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該上場インフラ

ファンドに係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(20) 規程第1513条第4項第2号bに掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場インフラファンドに係るファンドの営業収益の減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益の100分の5に相当する額未満であると見込まれること。

b 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場インフラファンドに係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業

期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

c 貸借が解消されることとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該上場インフラファンドに係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(21) 規程第 1513 条第 4 項第 2 号 c に掲げる事項

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a インフラ投資資産の稼働が停止することとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該インフラ投資資産の稼働が停止することによる当該上場インフラファンドに係るファンドの営業収益の減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益の 100 分の 5 に相当する額未満であると見込まれること。

b インフラ投資資産の稼働が停止することとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期

間又は各計算期間においていずれも当該インフラ投資資産の稼働が停止することによる当該上場インフラファンドに係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c インフラ投資資産の稼働が停止することとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該インフラ投資資産の稼働が停止することによる当該上場インフラファンドに係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(22) 規程第1513条第4項第2号dに掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a インフラ投資資産の運営に関する契約が変更又は終了することとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該インフラ投資資産の運営に関する契約の変更又は終了による当該上場インフラファンドに係るファンドの営業収益の減少額が当該上場イン

フラファンドに係るファンドの直前営業期間の営業収益又は直前計算期間の営業収益の 100 分の 5 に相当する額未満であると見込まれること。

b インフラ投資資産の運営に関する契約が変更又は終了することとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該インフラ投資資産の運営に関する契約の変更又は終了による当該上場インフラファンドに係るファンドの経常利益の増加額又は減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の経常利益又は直前計算期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

c インフラ投資資産の運営に関する契約が変更又は終了することとなる予定日の属する上場インフラファンドに係る営業期間又は計算期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間又は各計算期間においていずれも当該インフラ投資資産の運営に関する契約の変更又は終了による当該上場インフラファンドに係るファンドの当期純利益の増加額又は減少額が当該上場インフラファンドに係るファンドの直前営業期間の当期純利益又は直前計算期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

2 前項各号に定める基準について、投資法人の営業期間が 6 か月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（1 の特定営業期間（連続する 2 営業期間

をいう。) の末日の翌日に開始するものに限る。) と、「直前営業期間の営業収益」とあるのは「直前2営業期間の営業収益の合計額」と、「直前営業期間の経常利益」とあるのは「直前2営業期間の経常利益の合計額」と、「直前営業期間の当期純利益」とあるのは「直前2営業期間の当期純利益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

3 第402条の2第1項の規定は、規程第1513条第2項から第6項までの規定に基づき開示すべき内容について準用する。

4 規程第1513条第4項第1号aに規定する運用資産等に係る資産の取得の内容の開示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を併せて開示するものとする。

(1) 上場インフラファンドの発行者等(規程第1501条第1項各号に定める者をいう。以下同じ。)から独立した者が記載した取得する運用資産等に係る資産についてのインフラ投資資産の収益性に係る意見書(運用資産等に係る資産の取得時において、取得する運用資産等に係る資産のインフラ投資資産が適性インフラ投資資産に該当する場合を除く。)の概要

(2) 上場インフラファンドの発行者等から独立した者が記載した取得する運用資産等に係る資産についてのインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書(取得する運用資産等に係る資産のインフラ投資資産が再生可能エネルギー発電設備である場合であって、かつ、取得時において、当該インフラ投資資産が適性インフラ投資資産に該当する場合を除く。)の概要

(3) 取得する運用資産等に係る資産のリスク管理方針への適合状況

5 規程第1513条第4項第4号に規定する施行規則で定める情報とは、運用資産等の価格に関する情報をいう。

6 規程第1513条第4項第5号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に掲げる基準をいう。

(1) 営業収益

新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間又は前計算期間の実績値。以下この項において同じ。）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

(2) 経常利益

新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値がゼロの場合は、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。）であること。

(3) 純利益

新たに算出した予想値又は当営業期間若しくは当計算期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値がゼロの場合は、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。）であること。

(4) 金銭の分配又は収益の分配

新たに算出した予想値又は当営業期間又は当計算期間の決算における数値を公表が

された直近の予想値で除して得た数値が  
1. 0.5 以上又は0.95 以下（公表がさ  
れた直近の予想値がゼロの場合は、この基  
準に該当するものとして取り扱うものとす  
る。）であること。

(書類の提出等の取扱い)

第1531条 規程第1514条第1項に規定  
する書類の提出等については、この条に定め  
るところによる。

2 上場インフラファンドの発行者である投資  
法人又は外国投資法人は、次の各号に掲げる  
事項のいずれかについて決定を行った場合に  
は、当該各号に定めるところに従い、当取引  
所に書類の提出を行うものとする。ただし、  
規程第1513条の規定に基づき行う情報の  
開示により、当取引所に提出すべき書類に記  
載すべき内容が十分に開示されていると認め  
られる場合であって、当取引所が適当と認め  
るときは、当該書類の提出を要しないものと  
する。この場合において、当該投資法人又は  
外国投資法人は、第2号cに規定する書類（法  
第13条第1項前段及び第3項の規定により  
作成されたものを除く。）並びに第3号a、  
b及びd並びに第4号bに規定する書類を当  
取引所が公衆の縦覧に供することに同意する  
ものとする。

（1） 規程第1513条第2項第1号aの  
(a)に掲げる事項

次のa及びbに掲げるところにより行  
う。

a 投資口の併合又は分割日程表につい  
て、確定後直ちに

b 投資口の併合（投資信託法第81条の  
2第2項において準用する会社法第18

(新設)

2条の2第1項に規定するものに限る。)  
を行う場合においては、前aに定めるほ  
か、次の(a)及び(b)に定めるとこ  
ろにより行うものとする。

(a) 投資信託法第81条の2第2項  
において準用する会社法第182条の  
2第1項に規定する書面(法定事前開  
示書類)の写しについて、同項の規定  
により当該書面を本店に備え置くこと  
とされている日までに

(b) 投資信託法第81条の2第2項  
において準用する会社法第182条の  
6第1項に規定する書面(法定事後開  
示書類)の写しについて、投資口の併  
合の効力発生日以後速やかに

(2) 規程第1513条第2項第1号aの  
(b)に掲げる事項

次のaからeまでに掲げるところにより  
行う。ただし、電子開示手続により有価証  
券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した  
場合には、cに掲げる書類の提出を要しな  
いものとする。

a 追加発行又は売出しの日程表につい  
て、確定後直ちに  
b 有価証券届出効力発生通知書の写しに  
ついて、交付後直ちに  
c 目論見書及び届出仮目論見書につい  
て、作成後直ちに  
d 有価証券通知書(変更通知書を含む。)  
の写しについて、内閣総理大臣等に提出  
後遅滞なく  
e 第417条第1号gに掲げる書面に準  
じた書面について、作成後直ちに

(3) 規程第1513条第2項第1号aの  
(d)に掲げる事項

次の a から d までに掲げるところにより  
行う。

- a 合併契約書の写しについて、契約締結  
後直ちに
- b 投資信託法第 149 条第 1 項、第 14  
9 条の 6 第 1 項又は第 149 条の 11 第  
1 項に規定する書面（法定事前開示書類）  
の写しについて、これらの規定により当  
該書面を本店に備え置くこととされてい  
る日までに
- c 合併日程表について、確定後直ちに
- d 投資信託法第 149 条の 10 第 1 項に  
規定する書面（法定事後開示書類）の写  
しについて、合併の効力発生日以後速や  
かに

(4) 規程第 1513 条第 2 項第 1 号 a の  
(e) に掲げる事項

次の a 及び b に掲げるところにより行  
う。

- a 決定に係る通知書について、決定を行  
った後、直ちに
- b 変更後の規約について、変更後直ちに

(5) 規程第 1513 条第 2 項第 1 号 a の  
(n) に掲げる事項

次の a から c までに掲げる書類

- a 新投資口予約権無償割当て日程表につ  
いて、確定後直ちに
- b 有価証券届出効力発生通知書の写しに  
ついて、受領後直ちに
- c 有価証券通知書及び変更通知書の写し  
について、内閣総理大臣等に提出後遅滞  
なく

(6) 規程第 1513 条第 4 項第 1 号 a に  
掲げる事項

次の a 及び b に掲げる書類

a 上場インフラファンドの発行者等から独立した者が記載したインフラ投資資産の収益性に係る意見書（運用資産等に係る資産の取得時において、取得する運用資産等に係る資産のインフラ投資資産が適性インフラ投資資産に該当する場合を除く。）について、決定を行った後、直ちに

b 上場インフラファンドの発行者等から独立した者が記載したインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書（取得する運用資産等に係る資産のインフラ投資資産が再生可能エネルギー発電設備である場合にあっては、取得時において、当該インフラ投資資産が適性インフラ投資資産に該当する場合を除く。）について、決定を行った後、直ちに

#### (7) 基準日の設定

次の a 及び b に掲げるところにより行う。

a 決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに

b 基準日に関する日程表について、当該期日の 2 週間前に

#### (8) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主総会の招集、投資主名簿等管理人の変更その他の上場インフラファンドに関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

3 上場インフラファンドの発行者の中、受益証券又は外国投資信託の受益証券の発行者である管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1513条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めることは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場インフラファンドの発行者は、第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）及び第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（1） 規程第1513条第2項第2号aの（a）に掲げる事項

受益証券の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

（2） 規程第1513条第2項第2号aの（b）に掲げる事項

次のaからeまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、cに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a 追加信託又は売出しの日程表について、確定後直ちに

b 有価証券届出効力発生通知書の写しについて、交付後直ちに

c 目論見書及び届出仮目論見書について、作成後直ちに

d 有価証券通知書（変更通知書を含む。）

の写しについて、内閣総理大臣等に提出  
後遅滞なく

e 第417条第1号gに掲げる書面に準  
じた書面について、作成後直ちに

(3) 規程第1513条第2項第2号aの  
(d)に掲げる事項

変更後の投資信託約款について、変更確  
定後直ちに

(4) 当取引所所定の「取引所規則の遵守  
に関する確認書」を提出した代表者の異動  
その他の上場インフラファンドに関する権  
利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行っ  
た後直ちに（「取引所規則の遵守に関する  
確認書」を提出した代表者の異動について  
決定を行った場合にあっては、「取引所規  
則の遵守に関する確認書」について、異動  
後直ちに）

(5) 規程第1513条第4項第1号aに  
掲げる事項

前項第6号に規定する書面について、決  
定後直ちに

4 上場インフラファンドの発行者は、次の各  
号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うもの  
とする。ただし、規程第1513条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示  
されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるとときは、当該書類の提出  
を要しないものとする。この場合において、  
上場インフラファンドの発行者は、第3号a  
並びに第6号a及び同号bの（a）に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供すること  
に同意するものとする。

(1) 施行令第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をすることがある者の選定について決定を行った場合

次のa及びbに定めるところにより行うものとする。

a 決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

b 氏名、住所及び発行者との関係を記載した「安定操作取引委託者通知書」について、施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日までに

(2) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格について決定を行った場合

次のa及びbに定めるところにより行うものとする。

a 決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

b 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定めるところにより行うものとする。

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

発行者又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の商号を記載した「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」について、施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) 発行価格又は売出価格が決定さ

れた場合

発行価格又は売出価格及び発行価額又は売出価額の総額を記載した「発行価格（売出価格）通知書」について、発行価格又は売出価格の決定後直ちに  
(c) 前 (b) の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所金融商品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

次のイ及びロに定めるところにより行うものとする。

イ 算式表示(開示府令第1条第30号に規定する算式表示をいう。)による発行価格又は売出価格及び発行価額又は売出価額の総額の見込みを記載した「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」について、算式表示による発行価格又は売出価格の決定後直ちに

ロ 発行価格又は売出価格の確定値及び発行価額又は売出価額の総額を記載した「発行価格（売出価格）の確定通知書」について、発行価格又は売出価格の確定値が得られた後直ちに

(3) 規程第1507条の規定の適用を受けて上場した投資法人である場合

次のa及びbに定めるところにより行うものとする。

a 投資信託法第149条の10第1項又は第149条の16第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写しについて、上場後速やかに

b 登記事項証明書について、上場後速やかに

(4) 新投資口予約権の内容その他の条件の変更

変更内容説明の通知書 確定後直ちに

(5) 規程第1513条第2項第1号bの(f)に規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合

当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写しについて、受理後遅滞なく

(6) 規程第1513第6項に該当した場合(預託契約等その他の契約の変更を決定した場合及び預託機関等を変更することとなつた場合に限る。)

次のa及びbに定めるところにより行うものとする。

a 預託契約等その他の契約の変更の場合  
変更後の預託契約等その他の契約を証する書面の写しについて、変更後遅滞なく

b 預託機関等の変更の場合

次の(a)及び(b)に掲げる書類について、当該変更後の預託機関等との預託契約等の締結後直ちに

(a) 変更後の預託機関等との上場インフラファンド信託受益証券に係る預託契約等を証する書面の写し

(b) 変更後の預託機関等が第1502条第2項第3号fの(b)に規定する事項について同意することを証する書面の写し

5 上場インフラファンドの発行者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。この場合において、上場インフラファンドの発行者は、第1号及び第2号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するも

のとする。

(1) 当取引所所定の「資産の運用状況表」

営業期間又は計算期間経過後3か月以内  
で資産の運用状況の判明後遅滞なく

(2) 運用報告書

投資主又は受益者に対する発送日前

(3) 各営業期間又は計算期間の末日現在  
における当取引所所定の「上場インフラフ  
ンドの分布状況表」

各営業期間又は計算期間経過後3か月以  
内で分布状況の判明後遅滞なく

(4) 外国インフラファンド又は外国イン  
フラファンド信託受益証券に係る12月末  
日現在の預託口数又は上場受益権口数及び  
一口当たりの純資産総額を記載した書面  
預託口数又は上場受益権口数を把握後直  
ちに

6 上場投資法人は、新投資口予約権証券につ  
いて行使が行われる場合には、次の各号に定  
めるところに従い、当取引所に書類の提出を  
行うものとする。ただし、規程第1513条  
の規定に基づき行う情報の開示により、当取  
引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十  
分に開示されていると認められる場合であつ  
て、当取引所が適当と認めるときは、当該書  
類の提出を要しないものとする。

(1) 上場投資口口数報告書

月間報告を翌月初まで

(2) 上場している新投資口予約権証券の  
数が1,000単位未満となった場合及び  
1単位未満となった場合における新投資口  
予約権の行使通知  
その都度直ちに

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書の

取扱い)

第1532条 規程第1515条に規定する書面には、上場インフラファンドの発行者の代表者による署名を要するものとする。

2 規程第1515条に規定する理由の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は運用報告書の作成に関して上場インフラファンドの発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(新設)

(発行者等の代理人等の選定の取扱い)

第1533条 第434条の規定は、規程第1516条に規定する選定について準用する。

(新設)

(上場契約違約金の取扱い)

第1534条 規程第1519条において準用する規程第509条第2項に規定する上場契約違約金の金額は、1,000万円とする。

(新設)

(インフラファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1535条 規程第1520条第1項第1号aの(a)については、次の各号に掲げる日に同号aに該当するものとして取り扱う。

(新設)

(1) 上場投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のa又はbに該当する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日  
a 他の上場投資法人に吸収合併される場合

b 規程第1507条第1項の規定の適用を受け、存続投資法人又は新設投資法人が発行者である投資証券が速やかに上場される見込みのある場合

(2) 上場投資法人が、前号に規定する合

併以外の合併により解散する場合は、当該上場投資法人から当該合併に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けた日

(3) 上場投資法人が、前2号に規定する事由以外の事由により解散する場合は、当該上場投資法人から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

2 規程第1520条第1項第1号aの(b)に規定する法令の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合とは、上場投資法人が、法令に規定する破産手続又は再生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。

3 上場インフラファンドに係る管理会社が規程第1520条第1項第1号bの(a)から(e)までのいずれかに該当する場合において、上場インフラファンドの発行者である投資法人から同bただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場インフラファンドが規程第1506条第1項各号に適合しないと当取引所が認めたときは、同bに該当するものとして取り扱う。

4 上場インフラファンドに係る管理会社が規程第1520条第1項第2号aに該当する場合において、上場インフラファンドの発行者である管理会社から同aただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場インフラファンドが規程第1506条第1項各号に適合しないと当取引所が認めたときは、同aに該当するものとして取り扱う。

5 上場インフラファンドに係る信託受託者が規程第1520条第1項第2号b本文に該当する場合において、上場インフラファンドの発行者である管理会社から同bただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場インフラファンドが規程第1506条第1項各号に適合しないと当取引所が認めたときは、同bに該当するものとして取り扱う。

6 規程第1520条第1項第3号について  
は、原則として、次の各号に掲げる日に同項第3号aに該当するものとして取り扱う。

(1) 上場インフラファンドの発行者である外国投資法人が、合併により解散する場合のうち、他の上場インフラファンドの発行者である外国投資法人に吸収合併される場合は、吸収合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(2) 上場インフラファンドの発行者である外国投資法人が、前号に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場インフラファンドに係る外国投資法人から当該合併に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けた日

(3) 上場インフラファンドの発行者である外国投資法人が、前2号に規定する事由以外の事由により解散する場合は、当該上場インフラファンドに係る外国投資法人から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

7 規程第1520条第1項第3号aの（b）に規定する法令の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合とは、上場インフラファンドの発行者である外

国投資法人が、法令に規定する破産手続又は再生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。

8 上場インフラファンドに係る管理会社が規程第1520条第1項第3号bの(a)又は(b)に該当する場合において、上場インフラファンドの発行者である外国投資法人から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同bに該当するものとして取り扱う。

9 上場インフラファンドに係る管理会社が規程第1520条第1項第4号aに該当する場合において、上場インフラファンドの発行者である管理会社から同aただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場インフラファンドが規程第1506条第1項各号に適合しないと当取引所が認めたときは、同aに該当するものとして取り扱う。

10 上場インフラファンドに係る信託受託者が、規程第1520条第1項第4号b本文に該当する場合において、上場インフラファンドの発行者である管理会社から同bただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場インフラファンドが規程第1506条第1項各号に適合しないと当取引所が認めたときは、同bに該当するものとして取り扱う。

(銘柄に係る上場廃止基準の取扱い)

第1536条 規程第1520条第2項第1号aからeまでに該当するかどうかの審査は、次の各号に掲げるところによる。

(新設)

(1) 規程第1520条第2項第1号aに規定する1年以内に70%以上とならないときは、猶予期間内において運用資産等の総額の70%以上とならないときを、同号bに規定する1年以内に95%以上とならないときは、猶予期間内において運用資産等の総額の95%以上とならないときを、同号cに規定する1年以内に金銭の分配又は収益の分配を行わないときは、猶予期間内に開始するすべての営業期間又は計算期間について金銭の分配又は収益の分配を行わないときを、同号dに規定する1年以内に5億円以上とならないときは、猶予期間内において5億円以上とならないときを、同号eに規定する1年以内に25億円以上とならないときは、猶予期間内において25億円以上とならないときを、それぞれいう。

(2) 規程第1520条第2項第1号a、b、d及びeに該当するかどうかの審査において、営業期間又は計算期間の末日の変更により猶予期間の最終日が営業期間又は計算期間の最終日に当たらない上場インフラファンドの発行者は、当該猶予期間経過後3か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく、当取引所所定の「資産の運用状況表」を当取引所に提出するものとする。

(3) 規程第1520条第2項第1号a及びbに該当するかどうかの審査は、第1531条第5項第1号又は前号の規定により提出される「資産の運用状況表」に記載された資産の運用状況に基づき行うものとする。

(4) 前号の規定にかかわらず、第1531条第5項第1号又はこの項第2号の規定

により提出される「資産の運用状況表」の提出に先立ち、次の a から c までに掲げる金額（a 及び b に掲げる金額の合計額については、次の d に掲げる金額を上回らないものとする。）を記載した書面を規程第 14 条に定める方法により開示した場合は、次の a に掲げる金額を規程第 1520 条第 2 項第 1 号 a 及び b に規定するインフラ資産等の金額と、次の b に掲げる金額を同号 b に規定するインフラ関連有価証券の金額と、次の c に掲げる金額を同号 b に規定する流動資産等の金額と、それぞれみなして審査を行うものとする（以下この号において「みなし審査」という。）。ただし、猶予期間内におけるみなし審査及び連続したみなし審査は行わないものとする。

- a 「資産の運用状況表」の対象となる営業期間又は計算期間（以下この号において「対象営業期間又は対象計算期間」という。）の末日の翌日から開始する営業期間又は計算期間（以下この号において「翌営業期間又は翌計算期間」という。）において取得を予定するインフラ資産等の金額（この号において「インフラ資産等の取得予定金額」という。）
- b 翌営業期間又は翌計算期間において取得を予定するインフラ関連有価証券の金額（以下この号において「インフラ関連有価証券の取得予定金額」という。）
- c 対象営業期間又は対象計算期間の末日における流動資産等の金額から、インフラ資産等の取得予定金額及びインフラ関連有価証券の取得予定金額を控除した金額
- d 対象営業期間又は対象計算期間の末日

における現金及び預金（1年内に期限の到来しない預金を除く。）の金額

(5) 規程第1520条第2項第1号cに該当するかどうかの審査は、有価証券報告書に記載された金銭の分配又は収益の分配の状況によるものとする。

(6) 規程第1520条第2項第1号cに規定する施行規則で定める場合とは、天災地変等、上場インフラファンドに係る発行者等の責めに帰すべからざる事由によるものであると当取引所が認める場合をいう。

(7) 規程第1520条第2項第1号d及びeに該当するかどうかの審査は、第1531条第5項第1号又はこの項第2号の規定により提出される「資産の運用状況表」に記載された資産の運用状況によるものとする。

2 上場投資口口数又は上場受益権口数が、4,000口未満となる場合において、上場投資法人から上場投資口口数の減少に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたとき又は上場インフラファンドの発行者から上場受益権口数の減少が確定した旨の書面による報告を受けたときは、規程第1520条第2項第1号fに該当するものとして取り扱う。

3 規程第1520条第2項第1号gに該当するかどうかの審査は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 規程第1520条第2項第1号gの規定は、上場日から起算して1年を経過する日より前の上場インフラファンドについては、適用しない。

(2) 規程第1520条第2項第1号gに規定する毎年の12月末日以前1年間の売

買高とは、毎年の12月末日以前1年間に  
おける当該銘柄の市場内売買の売買高合計  
をいう。

- 4 規程第1520条第2項第1号iの(b)  
に規定する施行規則で定める場合とは、天災  
地変等、上場インフラファンドの発行者の責  
めに帰すべからざる事由によるものである場  
合をいう。
- 5 第601条第11項の規定は、規程第15  
20条第2項第1号jに規定する施行規則で  
定める場合について準用する。
- 6 規程第1520条第2項第1号kに規定す  
る投資法人の規約又は投資信託の投資信託約  
款の変更を行う場合において、上場インフラ  
ファンドの発行者から当該規約の変更に関す  
る投資主総会決議についての書面による報告  
を受けたとき又は当該投資信託約款の変更が  
確定した旨の書面による報告を受けたとき  
は、同号kに該当するものとして取り扱う。
- 7 規程第1520条第2項第1号lに規定す  
る投資法人の規約又は投資信託の投資信託約  
款の変更を行う場合において、上場インフラ  
ファンドの発行者から当該規約の変更に関す  
る投資主総会決議についての書面による報告  
を受けたとき又は当該投資信託約款の変更が  
確定した旨の書面による報告を受けたとき  
は、同号lに該当するものとして取り扱う。
- 8 規程第1520条第2項第1号nに該当す  
るかどうかの審査において、営業期間又は計  
算期間の末日の変更により猶予期間の最終日  
が営業期間又は計算期間の最終日に当たらな  
い上場インフラファンドの発行者は、当該猶  
予期間経過後3か月以内でオペレーターの選  
定基準への抵触状況の判明後遅滞なく、当取  
引所所定の「インフラファンドの発行者等の

運用体制等に関する報告書」を当取引所に提出するものとする。

9 規程第1520条第2項第1号qに規定する投資信託の投資信託約款の変更を行う場合において、上場インフラファンドの発行者から当該投資信託約款の変更が確定した旨の書面による報告を受けたときは、同号qに該当するものとして取り扱う。

10 規程第1520条第2項第1号rに規定する受益証券に係る投資信託契約の終了のうち、当該投資信託契約の解約が確定した旨の書面による報告を受けたときは、同号rに該当するものとして取り扱う。

11 第436条の4の規定は、規程第1520条第2項第1号sに規定する上場インフラファンドの発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係について準用する。

12 第1505条第1項の規定は、規程第1520条第2項に規定するインフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の合計額、運用資産等の総額、純資産総額並びに資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1505条第5項の規定は、規程第1520条第2項に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

13 上場外国インフラファンドの外国金融商品取引所等における売買の成立の状況、当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、規程第1520条第2項第2号dに規定する流通の状況が著しく悪化したと認めるものとする。

14 次の各号に掲げる事項を勘案して、規程第1520条第2項第3号aの（b）に規定する上場外国インフラファンド信託受益証券

の流通の状況が著しく悪化したと認めるものとする。

(1) 上場外国インフラファンド信託受益証券の受託有価証券である外国インフラファンドの外国金融商品取引所等における売買の成立の状況

(2) 上場外国インフラファンド信託受益証券の受託有価証券である外国インフラファンドの投資口数又は受益権口数及び投資主数又は受益者数

(3) 上場外国インフラファンド信託受益証券の当取引所における流通の状況その他の事由

(上場廃止基準の特例の取扱い)

第1537条 規程第1521条第1項第1号に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 租税特別措置法施行令（昭和32年3月31日政令第43号）第39条の32の3の規定（以下この項において「導管性要件」という。）の適用を受けるための資産運用の計画を記載した書類

(2) 前号に規定する資産運用の計画に記載された運用を行った場合に導管性要件の適用を受ける見込みがある旨についてのインフラファンドの発行者等から独立した専門家の意見書

2 規程第1521条第1項第2号に規定する施行規則で定める書類とは、第1502条第2項第1号iの規定により提出される「資産の運用状況表」をいい、施行規則で定める事項とは、前項各号に掲げる書類に記載した事項の概要をいう。

3 規程第1521条第1項第3号に規定する

(新設)

施行規則で定める運用資産等とは、規程第1201条第1号の2a、d及びeに掲げるインフラ資産並びに流動資産等とする。

4 規程第1521条第1項第4号に規定する施行規則で定める書類とは、第1項第1号及び第2号に掲げる書類の概要を記載した書類とする。

5 規程第1521条第1項第5号ただし書の適用を受ける特例インフラファンド（規程第1521条第1項に規定する「特例インフラファンド」をいう。）は、同号aに規定する役員会の議事録の写しについて、当該役員会の開催後直ちに当取引所に提出するものとする。

(上場廃止日の取扱い)

第1538条 規程第1523条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に規定するところによる。

(1) 規程第1520条第1項第1号aの  
(a) 又は第3号aの(a)のうち、他の投資法人又は外国投資法人と合併し解散する場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(2) 規程第1520条第1項第1号aの  
(a) 又は第3号aの(a)のうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する銘柄

規約で定めた存続期間の満了となる日の3日前（休業日を除外する。）の日（当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の4日前（休業日を除外する。）の日）

(新設)

(3) 規程第1520条第1項第1号a又は第3号aに該当することとなった銘柄  
(上場インフラファンドの発行者が合併以外の事由により解散する場合で、解散の効力の発生の日が、当取引所が当該上場インフラファンドの上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内であるとき又は上場インフラファンドの発行者が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで）を経過した日

(4) 規程第1520条第2項第1号g、同項第2号d又は第3号aの（b）に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間（休業日を除外する。）を経過した日

(5) 規程第1520条第2項第1号r（同項第2号a又は第3号bの（a）による場合を含む。）に該当する銘柄

投資信託契約が終了となる日の3日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前（休業日を除外する。）の日）

(6) 規程第1520条第2項第1号t（同項第2号a又は第3号a（a）による場合を含む。）に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内で、その都度決定する日

(7) 規程第1520条第2項第3号aの

(c) に該当することとなった銘柄

預託契約等その他の契約が終了となる日  
の 4 日前（休業日を除外する。）の日（当  
該終了となる日が休業日に当たるときは、  
当該終了となる日の 5 日前（休業日を除外  
する。）の日）

(8) 前各号のいずれにも該当しない銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定し  
た日の翌日から起算して 1 か月を経過した  
日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止  
すべきであると認めた場合は、この限りで  
ない。

(監理銘柄の指定の取扱い)

第 1539 条 当取引所は、上場インフラファ  
ンドが次の各号のいずれかに該当する場合  
は、当該上場インフラファンドを規程第 15  
24 条に規定する監理銘柄に指定するこ  
ができる。この場合において、第 7 号、第 8 号、  
第 12 号又は第 13 号のいずれかに該当する  
場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以  
外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) 上場インフラファンドの発行者が第  
1535 条第 1 項第 2 号に規定する合併に  
関する役員会の決議を行った場合、又は上  
場インフラファンドの発行者が合併以外の  
事由により解散する場合のうち投資主総会  
の決議により解散する場合において当該解  
散に関する役員会決議を行ったとき若しく  
は上場インフラファンドの発行者が合併以  
外の事由により解散する場合のうち投資主  
総会の決議によらずに解散する場合におい  
て規程第 1520 条第 1 項第 1 号 a の (a)  
又は第 3 号 a の (a) に該当するおそれが  
あると当取引所が認めるとき。

(新設)

- (2) 上場インフラファンドの発行者が行った決議又は決定の内容が規程第1520条第1項第1号aの(b)又は第3号aの(b)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- (3) 規程第1520条第1項第1号b本文、第2号a本文若しくはb本文、第3号b本文又は第4号a本文若しくはb本文に規定する場合に該当した場合
- (4) 猶予期間の最終日までに、規程第1520条第2項第1号aからeまで又はn(同項第2号a、第3号aの(a)又は同号bの(a)による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合
- (5) 上場インフラファンドの発行者が規程第1520条第2項第1号f(同項第2号aによる場合を含む。)に該当することとなる投資口口数の減少に関する役員会決議を行った場合
- (6) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のa又はbに該当した場合
- a 法第24条第1項又は第24条の5第1項に規定する期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。
- b 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。
- (7) 上場インフラファンドの発行者が、規程第1520条第2項第1号iの(a)前段又は同(b)前段(同項第2号a又は第3号aの(a)による場合を含む。)に

該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認められる場合

(8) 規程第1520条第2項第1号j(同項第2号a又は第3号aの(a)による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(9) 上場インフラファンドの発行者が規程第1520条第2項第1号kからmまで又はq(同項第2号a又は第3号bの(a)による場合を含む。)に規定する規約の変更又は投資信託約款の変更に関する取締役会決議又は決定(投資証券の発行者にあっては、役員会決議)を行った場合

(10) 規程第1520条第2項第1号o(同項第3号aの(a)による場合を含む。)又は同項第2号bに該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(11) 上場インフラファンドの発行者が投資主名簿に関する事務の委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他の上場インフラファンドの発行者が投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこととなるおそれがあると当取引所が認める場合

(12) 規程第1520条第2項第1号s前段(同項第2号a及び第3号aの(a)による場合を含む。)に該当する場合。ただし、規程第1520条第2項第1号s後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(13) 規程第1520条第2項第1号t(同項第2号a及び第3号aの(a)による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(14) 規程第1520条第2項第2号c

本文又は同項第3号bの(b)本文に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(15) 規程第1520条第2項第3号a

の(c)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(整理銘柄の指定の取扱い)

第1540条 当取引所は、上場インフラファンドが次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第1525条の規定に基づき、当取引所が当該インフラファンドの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該インフラファンドを整理銘柄に指定することができる。

(1) 規程第1520条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合(第1535条第1項第1号若しくは同条第6項第1号又は第1538条第2号若しくは第5号のいずれかに該当する場合を除く。)

(2) 規程第1528条において準用する規程第608条の規定により上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した場合

(新設)

(上場に関する料金の取扱い)

第1541条 規程第1526条の規定に基づく新規上場申請に係る内国インフラファンドの発行者及び上場内国インフラファンドの発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1505条第1項の規定は、この項に定める純資産総額の算定において使用

(新設)

する各資産の額について、同条第5項の規定は、この項に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1) 上場審査料等

a 新規上場申請に係る内国インフラファンドの発行者は、上場審査料として400万円を新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、次号の規定に基づき予備申請を行った内国インフラファンドについて、有価証券新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。

b 第702条第3項及び第4項の規定は、内国インフラファンドの上場審査のための調査に係る費用について準用する。

(2) 予備審査料

予備申請を行う者のうち内国インフラファンドの発行者である者は、予備審査料として400万円を、予備申請の日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(3) 新規上場料（次号に掲げるものを除く。）

a 純資産総額の 万分の9

b 新規上場料の計算は、内国インフラファンドごとにその上場日現在における純資産総額（「有価証券新規上場申請書」に記載された上場日現在の純資産総額の見込み額をいう。以下この項において同じ。）を基準とする。

c 新規上場料は、当該内国インフラファンドの上場日の属する月の翌月末日まで

に支払うものとする。

(4) 新規上場料（新投資口予約権証券の新規上場に係るものに限る。）

次の a 及び b に掲げる場合の区分に従

い、当該 a 及び b に定める金額を、当該新規上場申請に係る新投資口予約権証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

a 新投資口予約権の行使に係る払込金額に新投資口予約権の目的である投資口の数を乗じて得た金額が 50 億円以下の場合 17 万円

b 新投資口予約権の行使に係る払込金額に新投資口予約権の目的である投資口の数を乗じて得た金額が 50 億円を超える場合 34 万円

(5) 追加発行時又は追加信託時の追加上場料

a 追加発行総額（発行価格の総額をいう。）又は追加信託総額の万分の 9 に相当する金額とする。ただし、新投資口予約権の権利行使により新たに発行された投資口を上場する場合には、新投資口予約権の行使に係る払込金額に行使される投資口の数を乗じて得た金額の万分の 8 に相当する金額とする。

b 投資法人の合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は、当該合併後存続する投資法人の純資産総額の当該合併に伴う増加額（「有価証券変更上場申請書」に記載された上場日現在の純資産総額の増加見込み額をいう。）を追加発行総額とみなして計算する。ただし、当該合併によって消滅する投資法人が上場投資法人である場合には、当該合併に

際して新たに発行する投資証券に係る追  
加上場料は要しない。

c 追加発行時又は追加信託時の追加上場  
料は、新たに発行するインフラファンド  
の上場日の属する月の翌月末日までに支  
払うものとする。ただし、新投資口予約  
権の権利行使により新たに発行された投  
資口を上場する場合には、新投資口予約  
権の行使期間満了の日が属する月の翌月  
末までに支払うものとする。

(6) 新投資口予約権の発行に係る料金

新投資口予約権の行使に係る払込金額に  
新投資口予約権の目的となる投資口口数の  
数を乗じて得た金額の万分の1に相当する  
金額を、新投資口予約権の発行を行った日  
の属する月の翌月末日までに支払うものと  
する。

(7) 年間上場料

a 次の (a) から (d) までに掲げる純  
資産総額の区分に応じ算出される金額の  
合計額に T D n e t 利用料として 1 2 万  
円を加算した金額とする。

(a) 5 億円以下の金額につき 50  
万円

(b) 5 億円を超える 50 億円以下の金  
額につき

2 億 5,000 万円以下を増すごとに  
7 万円

(c) 50 億円を超える 500 億円以下の金  
額につき

25 億円以下を増すごとに 7 万円

(d) 500 億円を超える金額につき  
250 億円以下を増すごとに 7 万  
円

b 年間上場料の計算はインフラファンド

ごとに、前年の12月末日現在において内閣総理大臣等に提出されている直近の有価証券報告書又は半期報告書に基づく純資産総額（いずれも提出されていない場合には、上場日現在における純資産総額とする。）を基準とする。

c 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第4項から第9項まで及び第709条の3の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。

2 規程第1526条の規定に基づく新規上場申請に係る外国インフラファンドの発行者及び上場外国インフラファンドの発行者並びに新規上場申請に係る外国インフラファンド信託受益証券の発行者及び上場外国インフラファンド信託受益証券の発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1505条第1項の規定は、この項に定める純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1505条第5項の規定は、この項に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

#### (1) 上場審査料等

a 新規上場申請に係る外国インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券の発行者は、上場審査料として200万円を新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、次号の規定に基づき予備申請を行った外国インフラファンド又は外国インフラフ

アンド信託受益証券について、有価証券新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。

b 第702条第3項及び第4項の規定は、外国インフラファンド又は外国インフラファンド信託受益証券の上場審査のための調査に係る費用について準用する。

#### (2) 予備審査料

予備申請を行う者のうち外国インフラファンド又は外国インフラファンド信託受益証券の発行者である者は、予備審査料として200万円を、予備申請の日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

#### (3) 新規上場料

a 外国インフラファンド又は外国インフラファンド信託受益証券の預託口数又は上場受益権口数に係る純資産総額（預託口数又は上場受益権口数に、一口当たりの純資産額を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の万分の9

ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とする。

b 新規上場料の計算は、次の（a）又は（b）に定めるところによる。

##### （a） 外国インフラファンド

外国インフラファンドごとにその上場日現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口当たりの純資産額が本邦通貨以

外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

(b) 外国インフラファンド信託受益証券

外国インフラファンド信託受益証券ごとにその上場日現在における上場受益権口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口当たりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

c 新規上場料は、当該外国インフラファンド又は当該外国インフラファンド信託受益証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(4) 追加発行時又は追加信託時の追加上場料

a 上場外国インフラファンドが新たに発行する外国投資証券若しくは外国投資信託の受益証券の追加発行若しくは追加信託に伴う預託口数に係る純資産総額又は新たに発行する上場外国インフラファンド信託受益証券の追加発行に伴う上場受益権口数に係る純資産総額の万分の9ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とする。

b 上場外国インフラファンドが新たに発行する外国投資証券若しくは外国投資信

託の受益証券の追加発行若しくは追加信託に伴う預託口数に係る純資産総額又は新たに発行する上場外国インフラファンド信託受益証券の追加発行に伴う上場受益権口数に係る純資産総額の計算は、本邦内における募集に伴う追加発行総額又は追加信託総額を基準とする。

c aに定める追加上場料は、新たに発行するインフラファンドの上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

#### (5) 年間上場料

a 次の (a) から (c) までに掲げる純資産総額の区分に応じ算出される金額の合計額に T D n e t 利用料として 1 2 万円を加算した金額とする。ただし、当該計算により算出された金額が 3 0 0 万円を超える場合には 3 0 0 万円とする。

(a) 5 億円以下の金額につき 5 0 万円

(b) 5 億円を超える 5 0 億円以下の金額につき

2 億 5 , 0 0 0 万円以下を増すごとに 7 万円

(c) 5 0 億円を超える金額につき

2 5 億円以下を増すごとに 7 万円

b 年間上場料の計算はインフラファンドごとに、前年の 1 2 月末日現在における預託口数又は上場受益権口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口当たりの純資産総額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

c 第709条第2項の規定は、支払期日について、同条第4項から第9項まで及び第709条の3の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。

3 第715条の規定は、前2項の規定に基づく料金の支払いについて準用する。

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第1542条 規程第1527条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 規程第1519条の規定において準用する規程第502条から第504条まで及び規程第506条

(2) 第1536条第5項の規定において準用する第601条第11項第1号及び第2号

(新設)

#### 付 則

この改正規定は、平成27年4月30日から施行する。

#### 別記様式

第5-8号様式 内国インフラファンド上場契約書

(新設)

内国インフラファンド上場契約書

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

投資法人名 印

代表者の  
役職署名 印  
本店所在地  
管理会社名 印  
代表者の  
役職署名 印

(投資法人名)

(以下「当投資法人」という。) 及び  
(管理会社名) (以下「当社」という。) は、  
を上場するについて、株  
式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)  
が定めた次の事項を承諾します。

1. 取引所が現に制定している及び将来制定又  
は改正することのある業務規程、有価証券上  
場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに  
関する規定(以下「諸規則等」という。)の  
うち、当投資法人及び当社が上場申請し、上  
場される内国インフラファンド(以下「上場  
内国インフラファンド」という。)に適用の  
あるすべての規定を遵守すること。

2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場内  
国インフラファンドに対する上場廃止、売買  
停止その他の措置に従うこと。

(注) 受益証券に該当する内国インフラファ  
ンドにあっては、本契約書において、必要  
に応じて、「投資法人名」とあるのは「会  
社名」と読み替えるものとするほか、適宜  
必要な修正を行うものとする。

第5-9号様式 外国インフラファンド上場契  
約書

外国インフラファンド上場契約書

(新設)

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 \_\_\_\_\_

外国投資法人名 \_\_\_\_\_

代表者の \_\_\_\_\_

役職署名 \_\_\_\_\_

本店所在地 \_\_\_\_\_

管理会社名 \_\_\_\_\_

代表者の \_\_\_\_\_

役職署名 \_\_\_\_\_

(外国投資法人名)

(以下「当投資法人」という。) 及び

(管理会社名) (以下「当社」という。) は、

を上場するにつ

いて、株式会社東京証券取引所 (以下「取引所」)

という。) が定めた次の事項を承諾します。

1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定 (以下「諸規則等」という。) のうち、当投資法人及び当社が上場申請し、上場される外国インフラファンド (以下「上場外国インフラファンド」という。) に適用のあるすべての規定を遵守すること。

2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場外国インフラファンドに対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

3. 本契約から生じる又は上場外国インフラファンドに関する当投資法人又は当社と取引所との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

(注) 外国投資信託の受益証券に該当する外  
国インフラファンドにあっては、本契約書  
において、必要に応じて、「外国投資法人  
名」とあるのは「会社名」と読み替えるも  
のとするほか、適宜必要な修正を行うもの  
とする。

第5-10号様式 外国インフラファンド信託  
受益証券上場契約書  
外国インフラファンド信託受益証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地  
外国投資法人名  
代表者の  
役職署名  
本店所在地  
管理会社名  
代表者の  
役職署名

(外国投資法人名)

(以下「当投資法人」という。) 及び  
(管理会社名) (以下「当社」という。) は、  
その管理、発行又は受託する外国インフラファ  
ンドを信託財産とし、当該外国インフラファン  
ドに係る権利の内容が信託の受益権の内容に含  
まれる外国インフラファンド信託受益証券であ  
る  
を上場するに  
について、株式会社東京証券取引所 (以下「取  
引所」という。) が定めた次の事項を承諾します。

1. 取引所が現に制定している及び将来制定又

(新設)

は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、当投資法人及び当社が上場申請し、上場される外国インフラファンド信託受益証券（以下「上場外国インフラファンド信託受益証券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。

2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場外国インフラファンド信託受益証券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

3. 本契約から生じる又は上場外国インフラファンド信託受益証券に関する当投資法人又は当社と取引所との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

（注）信託財産が外国投資信託の受益証券に該当する外国インフラファンドである外国インフラファンド信託受益証券にあっては、本契約書において、必要に応じて、「外国投資法人名」とあるのは「会社名」と読み替えるものとするほか、適宜必要な修正を行うものとする。

第5—11号様式 新規上場申請に係る宣誓書  
(内国インフラファンド)

新規上場申請に係る宣誓書 (内国インフラファンド)

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

投資法人名 印

代表者の

(新設)

役職署名 印

本店所在地

管理会社名 印

代表者の

役職署名 印

(投資法人名)

及び (管理会  
社名) は、株式会社東京証券取引所 (以下「取  
引所」という。) への  
の新規上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

1. 新規上場申請及び上場審査において取引所  
に提出する書類に関し、必要となる内容を漏  
れなく記載してあり、かつ、記載した内容は  
すべて真実であります。

2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上  
場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関  
する規定について、違反事実が判明した場合  
には、それに関して取引所が行う一切の措置  
に異議を申し立てません。

(注) 受益証券に該当する内国インフラファ  
ンドにあっては、本契約書において、必要  
に応じて、「投資法人名」とあるのは「会  
社名」と読み替えるものとするほか、適宜  
必要な修正を行うものとする。

第5—12号様式 新規上場申請に係る宣誓書  
(外国インフラファンド)

新規上場申請に係る宣誓書 (外国インフラファ  
ンド)

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

(新設)

本店所在地 \_\_\_\_\_  
外国投資法人名 \_\_\_\_\_  
代表者の \_\_\_\_\_  
役職署名 \_\_\_\_\_  
本店所在地 \_\_\_\_\_  
管理会社名 \_\_\_\_\_  
代表者の \_\_\_\_\_  
役職署名 \_\_\_\_\_

(外国投資法  
人名) 及び (管理会社  
名) は、株式会社東京証券取引所 (以下「取引  
所」という。) への  
の新規上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

1. 新規上場申請及び上場審査において取引所  
に提出する書類に関し、必要となる内容を漏  
れなく記載してあり、かつ、記載した内容は  
すべて真実であります。

2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上  
場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関  
する規定について、違反事実が判明した場合  
には、それに関して取引所が行う一切の措置  
に異議を申し立てません。

(注) 外国投資信託の受益証券に該当する外  
国インフラファンドにあっては、本契約書  
において、必要に応じて、「外国投資法人  
名」とあるのは「会社名」と読み替えるも  
のとするほか、適宜必要な修正を行うもの  
とする。

第5—13号様式 新規上場申請に係る宣誓書  
(外国インフラファンド信託受益証券)  
新規上場申請に係る宣誓書 (外国インフラファ

(新設)

ンド信託受益証券)

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

外国投資法人名

代表者の

役職署名

本店所在地

管理会社名

代表者の

役職署名

(外国投資法

人名) 及び (管理会社

名) は、株式会社東京証券取引所 (以下「取引

所」という。) への

の新規上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

1. 新規上場申請及び上場審査において取引所  
に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れ  
なく記載してあり、かつ、記載した内容はすべ  
て真実であります。

2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上  
場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する  
規定について、違反事実が判明した場合には、  
それに関して取引所が行う一切の措置に異議を  
申し立てません。

(注) 信託財産が外国投資信託の受益証券に  
該当する外国インフラファンドである外国イ  
ンフラファンド信託受益証券にあっては、本  
契約書において、必要に応じて、「外国投資

法人名とあるのは「会社名」と読み替える  
ものとするほか、適宜必要な修正を行うもの  
とする。

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>VIIIの2 <u>上場不動産投資信託証券に係る投資法人が発行する新投資口予約権証券の上場審査</u>             (公益又は投資者保護の観点)            規程第1211条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。            (1) 次のaからdまでに該当しないこと            (規程第1211条第1項第2号に規定するコミットメント型の場合を除く。)。            a 新投資口予約権証券の発行者である投資法人の上場不動産投資信託証券が、規程第1221条の規定により監理銘柄に指定されている場合又は規程第1222条の規定により整理銘柄に指定されている場合            b 新投資口予約権証券の発行者である投資法人の上場不動産投資信託証券が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合            (a)～(e) (略)            c 新投資口予約権証券の発行者である投資法人の運用成績及び財政状態が、規程第1211条第1項第3号a又はbのいずれかに該当した場合と実質的に同視できると認められる場合            d (略)            (2)・(3)</p>	<p>VIIIの2 <u>上場投資法人が発行する新投資口予約権証券の上場審査</u>             (公益又は投資者保護の観点)            規程第1211条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。            (1) 次のaからdまでに該当しないこと            (規程第1211条第1項第2号に規定するコミットメント型の場合を除く。)。            a 新投資口予約権証券の発行者である<u>上場投資法人の上場不動産投資信託証券</u>が、規程第1221条の規定により監理銘柄に指定されている場合又は規程第1222条の規定により整理銘柄に指定されている場合            b 新投資口予約権証券の発行者である<u>上場投資法人の上場不動産投資信託証券</u>が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合            (a)～(e) (略)            c 新投資口予約権証券の発行者である<u>上場投資法人の運用成績及び財政状態が、規程第1211条第1項第3号a又はbのいずれかに該当した場合と実質的に同視できると認められる場合</u>            d (略)            (2)・(3)</p>
X I <u>インフラファンドの新規上場審査</u>	(新設)

(インフラファンドの新規上場申請に係る上場審査)

1. 規程第1506条第1項に定めるインフラファンドの上場審査は、このXⅠに定めるところにより行う。

(開示の適正性)

2. 規程第1506条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請書類のうちインフラファンドに関する情報の開示に係るものに、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が適切に記載されていること。

(2) インフラファンドの新規上場を申請した者が、資産の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(資産運用等の健全性)

3. 規程第1506条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) インフラファンドの新規上場を申請した者が資産の運用等にあたって、新規上場申請銘柄の投資主又は受益者の利益を害することができないよう、適切な体制を整備していること。

(2) インフラファンドの新規上場を申請

した者が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、スポンサーの企業グループとの間で、取引行為その他の資産の運用等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

a インフラファンドの新規上場を申請した者とスポンサーの企業グループとの間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。

b スポンサーの企業グループが自己の利益を優先することにより、新規上場申請銘柄の投資主又は受益者の利益が不当に損なわれる状況にないこと。

(3) インフラファンドの新規上場を申請した者が資産の運用等を有効に行うため、その内部管理体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a インフラファンドの新規上場を申請した者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

b インフラファンドの新規上場を申請した者の企業グループの内部監査体制が、適切に整備、運用されている状況にあること。

(4) インフラファンドの新規上場を申請した者が資産の運用等にあたって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(収益又は金銭の分配の継続性)

4. 規程第1506条第1項第3号に定める事項についての上場審査は、運用資産等（施行規則第1505条第2項に規定する書類を提出した場合には、上場後3か月以内に取得する見込みであるインフラ資産等を含む。）のうち賃貸事業等に関する利益が生じている若しくは生じる見込みがあるインフラ資産等を継続して所有することにより、当該銘柄に係るファンドの金銭の分配又は収益の分配が継続して行われる見込みのあることその他の観点から検討する。

(公益又は投資者保護の観点)

5. 規程第1506条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）及び（2）に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1） インフラファンドの新規上場を申請した者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適當と認められること。

（2） その他公益又は投資者保護の観点から適當と認められること。

XII 上場内国インフラファンドに係る投資法人が発行する新投資口予約権証券の上場審査

(新設)

(公益又は投資者保護の観点)

規程第1511条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（3）

までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 次の a から d までに該当しないこと  
(規程第 1511 条第 1 項第 2 号に規定する  
コミットメント型の場合を除く。)。

a 新投資口予約権証券の発行者である投  
資法人の上場内国インフラファンドが、  
規程第 1524 条の規定により監理銘柄  
に指定されている場合又は規程第 152  
5 条の規定により整理銘柄に指定されて  
いる場合

b 新投資口予約権証券の発行者である投  
資法人の上場内国インフラファンドが、  
次の (a) から (f) までのいずれかに  
該当する場合

(a) 規程第 1520 条第 2 項第 1 号 a  
に定める期間内にある場合

(b) 規程第 1520 条第 2 項第 1 号 b  
に定める期間内にある場合

(c) 規程第 1520 条第 2 項第 1 号 c  
に定める期間内にある場合

(d) 規程第 1520 条第 2 項第 1 号 d  
に定める期間内にある場合

(e) 規程第 1520 条第 2 項第 1 号 e  
に定める期間内にある場合

(f) 規程第 1520 条第 2 項第 1 号 n  
に定める期間内にある場合

c 新投資口予約権証券の発行者である投  
資法人の運用成績及び財政状態が、規程  
第 1511 条第 1 項第 3 号 a 又は b のい  
ずれかに該当した場合と実質的に同視で  
きると認められる場合

d その他 a から前 c までに規定するもの  
に準ずる状態と認められる場合

(2) 新投資口予約権証券の権利行使の制

限を行う場合においては、当該制限を行う必要性及び相当性が認められること。

(3) その他公益又は投資者保護の観点から適當と認められること。

付 則

この改正規定は、平成27年4月30日から施行する。

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
I ~ IV (略)	I ~ IV (略)
<p>V 備考 (準用規定)</p> <p>このガイドラインは、上場優先株等、上場優先証券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場交換社債券、上場ETN、上場ETF、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、<u>上場カントリーファンド及び上場インフラファンド</u>に係る情報の開示の適正性に係る審査、実効性の確保に係る審査及び上場廃止に係る審査について準用する。</p>	<p>V 備考 (準用規定)</p> <p>このガイドラインは、上場優先株等、上場優先証券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場交換社債券、上場ETN、上場ETF、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド<u>及び上場カントリーファンド</u>に係る情報の開示の適正性に係る審査、実効性の確保に係る審査及び上場廃止に係る審査について準用する。</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年4月30日から施行する。</p>	

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧																																																																																																
別記第3号様式	別記第3号様式																																																																																																
第一部 (略)	第一部 (略)																																																																																																
第二部 【企業情報】	第二部 【企業情報】																																																																																																
第1～第4 (略)	第1～第4 (略)																																																																																																
第5 【発行者の状況】	第5 【発行者の状況】																																																																																																
1～4 (略)	1～4 (略)																																																																																																
5 【役員の状況】 (55) <u>男性名女性名</u> (役員のうち女性の 比率 %)	5 【役員の状況】 (55)																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>略歴</th> <th>任期</th> <th>報酬</th> <th>所有株式数 (株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)																																	計								<table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>略歴</th> <th>任期</th> <th>報酬</th> <th>所有株式数 (株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)																																	計							
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)																																																																																										
計																																																																																																	
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)																																																																																										
計																																																																																																	
6・7 (略)	6・7 (略)																																																																																																
第6～第8 (略)	第6～第8 (略)																																																																																																
第三部～第五部 (略)	第三部～第五部 (略)																																																																																																
(記載上の注意)	(記載上の注意)																																																																																																
(1)～(52) (略)	(1)～(52) (略)																																																																																																
(53) 配当政策	(53) 配当政策																																																																																																
a～c (略)	a～c (略)																																																																																																
<u>d 会社法以外の法律の規定又は契約によ り、剩余金の配当について制限を受けてい る場合には、その旨及びその内容を注記す ること。</u>	(新設)																																																																																																
(54) (略)	(54) (略)																																																																																																

(55) 役員の状況

a 特定証券情報の公表日現在における役員（報酬については、eに規定する役員に限る。）について、その役職名、氏名、生年月日、略歴、任期、報酬（役員が発行者から職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。ただし、使用人を兼務する役員が、確立された給与体系に従い使用人として受ける給与等を除く。以下同じ。）並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。

b 役員の男女別人数を欄外に記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。

c (略)

d (略)

e 「報酬」の欄には、最近事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあっては最近2事業年度）における役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下このeにおいて同じ。）の報酬について記載すること。ただし、本国において個々の役員について報酬が開示されていない場合には、役員の報酬の総額（役員の種類ごとに報酬の総額が開示されている場合には、当該役員の種類ごとの報酬の総額）について記載すれば足りる。また、役員が特別の利益を受けることがある場合には、その内容を示すこと。

f (略)

g (略)

h (略)

(56)～(65) (略)

(66) 主な資産及び負債の内容

(61) により掲げた連結貸借対照表のうち最近連結会計年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げ

(55) 役員の状況

a 特定証券情報の公表日現在における役員（報酬については、dに規定する役員に限る。）について、その役職名、氏名、生年月日、略歴、任期、報酬（役員が発行者から職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。ただし、使用人を兼務する役員が、確立された給与体系に従い使用人として受ける給与等を除く。以下同じ。）並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。

(新設)

b (略)

c (略)

d 「報酬」の欄には、最近事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあっては最近2事業年度）における役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下このdにおいて同じ。）の報酬について記載すること。ただし、本国において個々の役員について報酬が開示されていない場合には、役員の報酬の総額（役員の種類ごとに報酬の総額が開示されている場合には、当該役員の種類ごとの報酬の総額）について記載すれば足りる。また、役員が特別の利益を受けることがある場合には、その内容を示すこと。

e (略)

f (略)

g (略)

(56)～(65) (略)

(66) 主な資産及び負債の内容

(61) により掲げた連結貸借対照表のうち最近連結会計年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げ

るところに従い記載すること。ただし、連結財務諸表を作成している場合又は連結附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

$a \sim e$  (略)

$$(6\ 7) \sim (7\ 5) \quad (\text{略})$$

## 別記第4号様式

## 第一部 (略)

### 第1～第4 (略)

## 第5 【発行者の状況】

1 ~ 4 (略)

## 5 【役員の状況】 (4 2)

男性名 女性名 (役員のうち女性の  
比率 %)

6 • 7 (略)

### 第6～第8 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意) (略)

## 付 則

- 1 この規則は、平成27年4月30日から施行する。
  - 2 改正後の別記第4号様式第一部第5第5項の規定は、平成27年4月1日以後に終了す

るところに従い記載すること。ただし、連結附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

$a \sim e$  (略)

$$(6\ 7) \sim (7\ 5) \quad (\text{略})$$

## 別記第4号様式

## 第一部 (略)

### 第1～第4 (略)

## 第5 【発行者】

1 ~ 4 (略)

6 • 7 (略)

### 第6～第8 (略)

第二部·第三部 (略)

(記載上の注意) (略)

る連結会計年度又は事業年度に係る発行者情報について適用する。